

はじめに

本市では、平成 18 年 3 月に、従前の「大牟田市障害者長期行動計画（計画期間：平成 8 年度～平成 17 年度）」に掲げるノーマライゼーションの理念を継承した形で「大牟田市障害者計画（計画期間：平成 18 年度～平成 27 年度）」を策定し、基本理念として「一人ひとりが尊重され、ともに参加し、ともに暮らせるまち～ノーマライゼーション社会の実現～」を掲げて、取組みを進めてまいりました。

この間、我が国は、平成 19 年 9 月に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、その批准に向けた国内関係法の整備が集中的に進められるなど、障害者施策は、その概念や制度が大きく変化してきました。

特に、平成 23 年 8 月の障害者基本法の改正では、障害は社会のあり方との関係によっても生じるという、いわゆる「社会モデル」に基づく障害の概念や、その除去のための「合理的配慮」の概念が導入されたところです。

これらの国内関係法の整備に伴って、平成 26 年 1 月に、我が国は障害者の権利に関する条約の締結国となりました。

一方、少子高齢化の進行や、社会環境の目まぐるしい変化に伴うストレスの増大などの要因によって、心身に障害のある人が年々増加傾向にある中で、障害当事者とその家族の高齢化の問題や、障害の重度化、重複化等によるニーズの明確化や多様化、さらには、難病や発達障害などの様々な障害への対応が必要となってきました。

このように、法制度や社会情勢が大きく変化する中で、今般、平成 27 年度から 31 年度までを計画期間とする「大牟田市障害者計画（平成 27 年度～31 年度）」を策定いたしました。

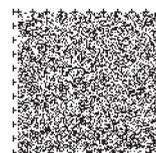
策定に当たりましては、前計画の基本理念である「一人ひとりが尊重され、ともに参加し、ともに暮らせるまち～ノーマライゼーション社会の実現～」を引き継ぎ、取組みを進めていくことといたしました。

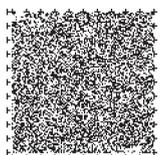
障害者基本法の理念にも謳われているように、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現に向けて、本市においても、この計画に掲げる各施策の着実な推進をもって、障害者の自立と社会参加への支援を展開してまいりますので、引き続き、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

最後に、計画の策定に当たり、ご尽力いただきました大牟田市障害者計画推進委員会委員の皆様、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、策定にご協力いただきました関係団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

大牟田市長 古賀道雄





目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画策定体制	3
5 市民参加	4
6 大牟田市障害者計画（平成 18 年度～27 年度）の総括	6

第 2 章 障害者の現況

1 障害者の現況（平成 23 年度～25 年度）	9
2 福祉に関するアンケート調査結果から	13

第 3 章 計画の基本的な考え方

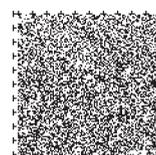
1 基本理念	17
2 基本方針と施策体系	19

第 4 章 主要施策

1 差別の解消及び権利擁護の推進	25
2 生活支援のための環境づくり	28
3 保健・医療サービスの充実	31
4 教育の充実、スポーツ・文化芸術活動の振興	33
5 雇用と就労の充実、経済的自立の支援	38
6 生活環境の整備	41
7 コミュニケーションの支援	44
8 安心・安全対策の推進	46
9 行政サービス等における配慮	49

第 5 章 重点事業と主な事業

基本方針 1 差別の解消及び権利擁護の推進	51
基本方針 2 生活支援のための環境づくり	54
基本方針 3 保健・医療サービスの充実	59
基本方針 4 教育の充実、スポーツ・文化芸術活動の振興	62



基本方針 5 雇用と就労の充実、経済的自立の支援	67
基本方針 6 生活環境の整備	69
基本方針 7 コミュニケーションの支援	71
基本方針 8 安心・安全対策の推進	73
基本方針 9 行政サービス等における配慮	74

第 6 章 計画の推進

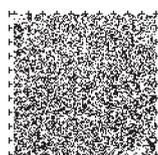
1 連携・協力の確保と地域で支える体制づくりの促進	75
2 広報・啓発活動の推進	75
3 進捗状況の管理及び評価	75

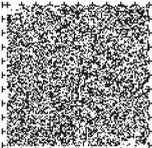
資料編

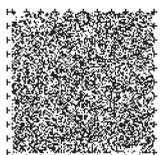
1 大牟田市障害者計画推進委員会	77
2 大牟田市障害者計画庁内委員会	79
3 計画策定の経過	81
4 大牟田市障害者計画（平成 27 年度～31 年度）（案） についてのパブリックコメント（意見募集）結果	83
5 障害福祉サービスの内容	95
6 用語解説	97

注 1 本文中に「*」をつけた用語は、資料編に用語解説があります。

注 2 音声コードは、記録できる情報量（文字数）に制限があるため、そのページに記載された内容と一致しない場合があります。
ご了承ください。







第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

高齢化の進展や社会環境の変化に伴うストレスの増大などのさまざまな要因により、心身に障害のある人が年々増加傾向にあり、障害の重度化、重複化等により、障害者のニーズも明確化、多様化しています。また、難病*、発達障害*、高次脳機能障害*といった様々な障害への対応が必要となっています。

国においては、平成 18 年 12 月に障害者権利条約*が国連で採択されて以降、その批准に向けた以下の国内法の整備が急ピッチで進められてきました。

- ・ 障害者基本法*の改正（平成 23 年 8 月）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（平成 25 年 4 月）
- ・ 障害者差別解消法*の成立（平成 25 年 6 月）
- ・ 障害者雇用促進法*の改正（平成 25 年 6 月）

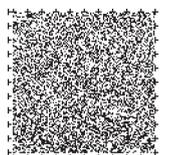
国内法の整備を背景として、障害者権利条約*は、平成 25 年 12 月の参議院本会議における条約批准の承認を経て、平成 26 年 1 月 20 日、批准書の提出に至り、我が国は正式に締結国となったところです。

その他にも、障害者虐待防止法*の施行（平成 24 年 10 月）、障害者優先調達推進法*の施行（平成 25 年 4 月）、精神保健福祉法*の改正（平成 25 年 6 月）など、障害者福祉に関する関係諸法令の整備も進められています。

このように、社会情勢や法制度が大きく変化する中で、国においては、平成 25 年 9 月、障害者基本法*に基づく新たな第 3 次障害者基本計画*が閣議決定されたところであり、都道府県及び市町村においては、この計画を参考とした障害者基本計画*の改定が進められています。

国の新計画の基本理念では、障害者基本法*第 1 条に規定されるように、障害の有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会*の実現に向け、障害者の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図るものとされており、その基本原則として、①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調の 3 つを設けた上で、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に展開することとされています。

また、これまで 10 年間であった計画期間は、制度変更や経済社会情勢の変化が激しいことから、平成 25 年度から 29 年度までの概ね 5 年間とされました。



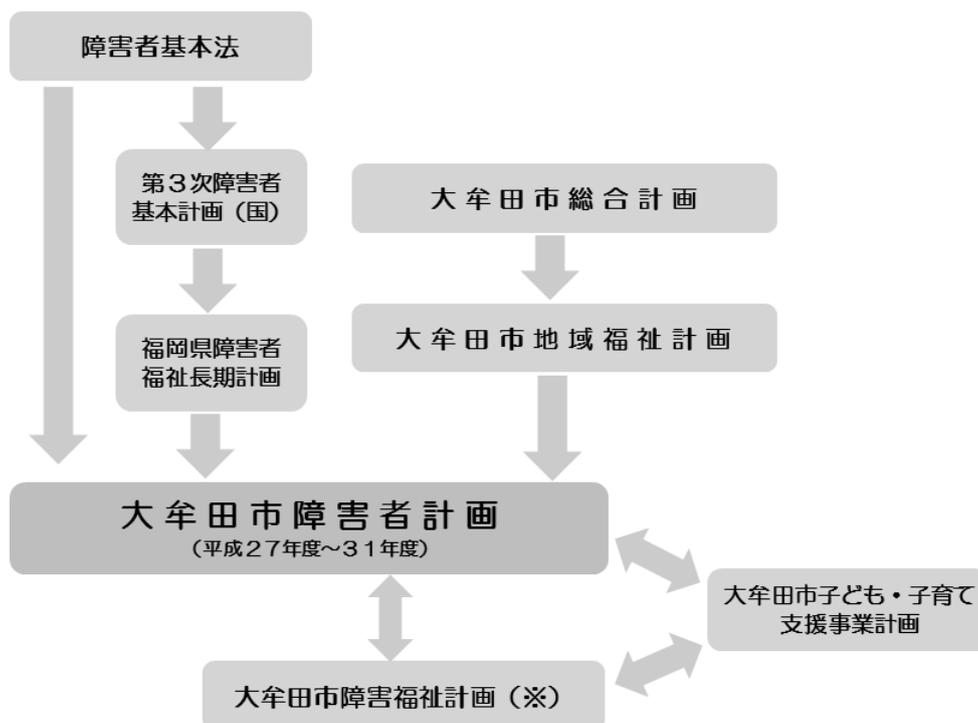
このような中、本市においては、平成 18 年 3 月に平成 18 年度から 27 年度までの 10 年間の計画期間として、「大牟田市障害者計画」を策定し、「一人ひとりが尊重され、ともに参加し、ともに暮らせるまち～ノーマライゼーション*社会の実現～」を基本理念として、各種障害福祉施策を推進してきました。

このたび、国の障害者基本計画*の策定を踏まえ、本市においても障害者基本法*に基づき、ノーマライゼーション*社会の実現に向けた取組みをさらに進めるため、平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間の障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の指針として大牟田市障害者計画（平成 27 年度～31 年度）を策定しました。

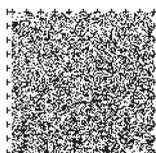
策定に当たっては、国の第 3 次障害者基本計画*及び県の障害者福祉長期計画（平成 26 年度策定）との整合を図った上で、障害者等へのニーズ調査等を実施し、地域の実情等を把握し、これらについて計画へ反映させました。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法*に定める「市町村障害者計画」であり、国の「第 3 次障害者基本計画*」、「福岡県障害者福祉長期計画」との整合を図るとともに、「大牟田市総合計画」、「大牟田市地域福祉計画」との整合を図りつつ、「大牟田市子ども・子育て支援事業計画」をはじめとする保健福祉関連の個別計画とも連携しながら、本市における障害福祉施策推進のための指針とします。



(※) 障害者総合支援法*に定める 3 年間の計画期間とする市町村障害福祉計画であり、障害福祉サービス*等の必要量の見込み等を定めるもの



3 計画期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

平成 17年度	18年度	～	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画策定	← 大牟田市障害者計画 →							
			計画策定	← 大牟田市障害者計画(平成27年度～31年度) →				

※ 前大牟田市障害者計画の計画期間は平成 27 年度までとなっていますが、国の新たな基本計画が示されたことにより、それを踏まえて、前計画を 1 年短縮して平成 26 年度までとし、本計画の期間を平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間とします。

4 計画策定体制

(1)大牟田市障害者計画推進委員会

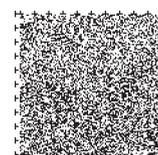
障害者基本法*第 36 条第 4 項の規定に基づく合議制の機関であり、市町村が障害者計画を策定するに当たっては、当委員会の意見を聴かなければならないとされています。

当委員会の設置については、平成 25 年 12 月市議会で条例化し、平成 26 年 4 月 1 日付で設置しました（任期は 3 年間）。

委員は 15 人以内をもって組織し、①学識経験を有する者、②福祉、医療若しくは経済に関する団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者、③公募による市民、④関係行政機関の職員、⑤大牟田特別支援学校*の校長又は教諭で構成し、さまざまな意見をいただきながら本計画を策定しました。

(2)大牟田市障害者計画庁内委員会

庁内関係課の課長等で組織し、計画の策定及び推進に関する庁内の連携及び調整に関すること、その他計画の策定及び推進に関し必要な事項について検討しました。



5 市民参加

(1)大牟田市障害者計画推進委員会への公募委員の参画

大牟田市障害者計画推進委員会に公募による市民委員 2 名が参画しました。

(2)福祉に関するアンケート(ニーズ調査)の実施

以下の内容で実施し、結果を計画に反映しました。

①目的

障害者等の心身の状況や、その置かれている環境その他の事情など、障害者等の実態を把握した上で、これらの事情を勘案し、障害者計画及び障害福祉計画に反映させることを目的としました。

②対象者

障害当事者及び家族

※具体的には、身体障害者手帳*、療育手帳*、精神障害者保健福祉手帳*の所持者（平成 26 年 3 月末現在の合計 10,028 人）の数の構成割合に比例して、2,000 人を抽出。

※平成 26 年 3 月末現在の各手帳の所持者数は、次のとおり。

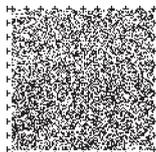
- ・身体障害者手帳*…7,856 人
- ・療育手帳*……………1,220 人
- ・精神障害者保健福祉手帳*…952 人

③実施期間

平成 26 年 8 月 11 日～8 月 26 日

④調査項目

- ・性別、年齢、家族などについて
- ・障害の状況について
- ・住まいや暮らしについて
- ・日中活動や就労について
- ・余暇活動や社会活動について
- ・保育や教育について
- ・障害福祉サービス*等の利用について
- ・相談相手について
- ・権利擁護*について
- ・災害時の避難等について
- ・行政の取組みについて



⑤回収状況

- ・有効回収数 858 件
- ・有効回収率 42.9%

(3)パブリックコメント*の実施

本計画の策定にあたっては、市民の意見を広く聴取するため、市の公式ホームページに掲載するなどして「パブリックコメント*」を実施しました。

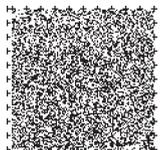
市民から寄せられた意見や思い等は、貴重な資料として計画策定に活用しました（パブリックコメント*の結果のまとめは、83 ページ～94 ページに掲載）。

①意見募集期間

平成 26 年 12 月 15 日～平成 27 年 1 月 14 日

②意見募集結果

提出者数 34 名、提出件数 117 件



6 大牟田市障害者計画(平成 18 年度～27 年度)の総括

(1)はじめに

平成 18 年 3 月、本市は障害者福祉施策の指針となる大牟田市障害者計画（計画期間：平成 18 年度～27 年度）を策定し、障害者福祉の推進に努めてきました。

障害者計画の推進に当たっては、10 年計画の全体を 1 期、2 期、3 期に分けて、それぞれに実施計画を策定し（第 1 期障害福祉計画：平成 18 年度～20 年度、第 2 期障害福祉計画：平成 21 年度～23 年度、第 3 期障害福祉計画：平成 24 年度～27 年度）、様々な取組みを進めてきました。

当初、計画期間は平成 27 年度までとしていましたが、平成 25 年 9 月に、国の新たな基本計画である第 3 次障害者基本計画*が示されたことから、計画期間を 1 年短縮して平成 26 年度までとしました。

平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間を計画期間とする大牟田市障害者計画(平成 27 年度～31 年度)の策定に当たり、前計画の総括を行いました。

(2)障害福祉計画に掲げる各事業の進捗状況

①具体的施策・事業

実施計画における具体的な取組項目として、第 1 期計画においては 101 事業、第 2 期計画においては 105 事業、第 3 期計画においては 115 事業を掲げ、各事業の推進を図ってきました。

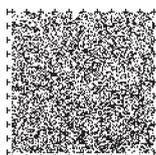
それらの進捗について、A（計画より進んでいる）、B（計画どおり進んでいる）、C（計画よりやや遅れている）、D（計画よりかなり遅れている）、E（実施していない）の 5 段階での評価を行いました。

5 段階評価を行った 22 年度実績と 25 年度実績を比較してみると、A・B 評価（計画より進んでいる、または計画どおり進んでいる。）の合計は、22 年度が 78.1%、25 年度が 91.3%となっており、13.2 ポイント上昇しています。

一方、C・D 評価（計画よりやや遅れている、または計画よりかなり遅れている）の合計は、22 年度が 20.5%、25 年度が 8.7%となっており、11.8 ポイント減少しています。

特に、D 評価（計画よりかなり遅れている）に限って見れば、22 年度に 1.9%（2 事業）だったものが、25 年度は 0%（0 事業）となっています。

また、E 評価（実施していない）については、22 年度に 1.4%（1.5 事業）だったものが、25 年度は 0%（0 事業）となっており、これらの結果から、概ね計画に沿った事業の展開が図られたものと考えています。



	22年度	25年度
A 計画より進んでいる	8 (7.6%)	7 (6.1%)
B 計画どおり進んでいる	74 (70.5%)	98 (85.2%)
C 計画よりやや遅れている	19.5 (18.6%)	10 (8.7%)
D 計画よりかなり遅れている	2 (1.9%)	0 (0%)
E 実施していない	1.5 (1.4%)	0 (0%)
合計	105 (100%)	115 (100%)

※1つの取組み（事業）で、評価項目（目標達成状況）が2項目ある場合は、1項目を0.5で計上。

②重点施策に係る事業（再掲）

特に、重点施策に係る16事業について、平成25年度の実績を見てみると、A・B評価となっているものが、移動支援事業や学童保育所養護児保育の充実などの14事業で、C評価となっているものが、ケアマネジメント*体制の整備、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の2事業となっています。

また、D・E評価は0事業となっています。

C評価となっているケアマネジメント*体制の整備においても、サービス等利用計画作成件数は着実に伸びてきており、これらの結果からも、概ね順調に事業の展開が図られているものと考えています。

(3)まとめ

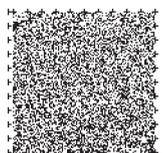
平成18年3月に策定した大牟田市障害者計画は、計画の最終年度に当たる平成27年度の本市のありべき姿として、ノーマライゼーション*の理念のもとに、「一人ひとりが尊重され、ともに参加し、ともに暮らせるまち」を掲げ、各事業の推進を図ってきました。

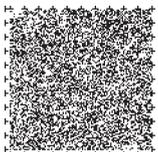
前述した経年評価の結果などから分析すると、実施計画に掲げた各事業は、基本計画の理念に沿った形で、概ね計画どおり進捗したものと総括しています。

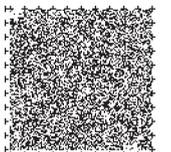
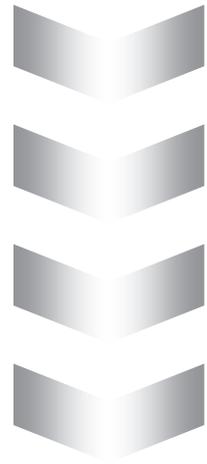
しかしながら、計画よりやや遅れている事業もあることから、本市が目指しているノーマライゼーション*の理念が実現したとまでは言えない状況です。

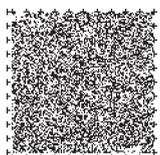
平成26年1月には障害者権利条約*が批准され、関連する国内法の整備も進む中で、我が国の障害福祉施策は新たな展開を迎えています。

このため本市では、それらの社会情勢を念頭に置いて、障害当事者の声を的確に捉えながら、ノーマライゼーション*社会の実現をさらに推進していきます。









第2章 障害者の現況

1 障害者の現況(平成23年度～25年度)

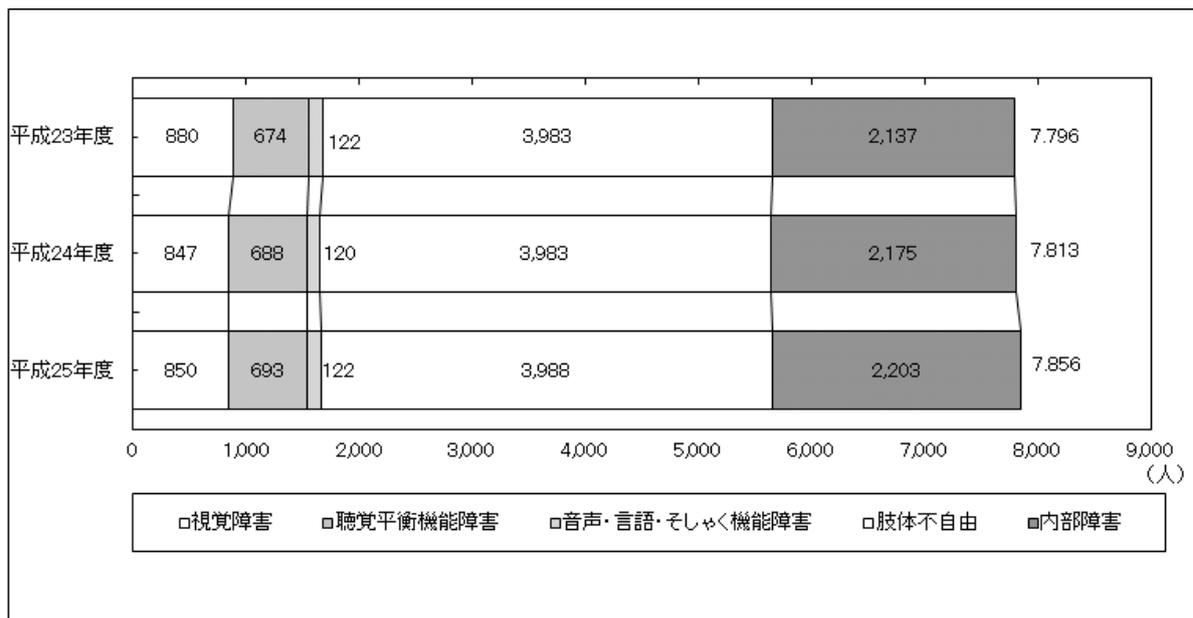
(1) 身体障害者手帳*交付者数の推移

身体障害者手帳*交付者数の推移をみると、近年、微増傾向が続いています。

平成25年度末の障害種別の内訳をみると、肢体不自由の3,988人が最も多く、これに内部障害の2,203人、視覚障害の850人が続いています。

身体障害者手帳交付者数の推移

(各年度末)

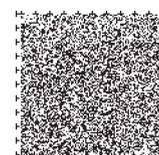
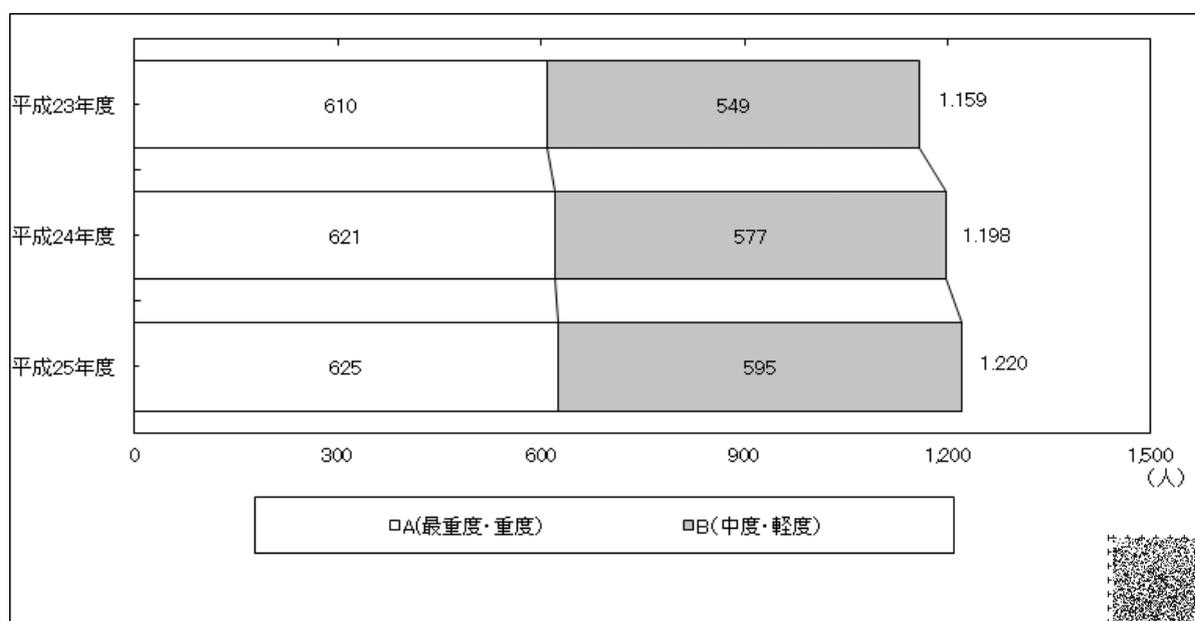


(2) 療育手帳*交付者数の推移

療育手帳*交付者数の推移をみると、A(最重度・重度)、B(中度・軽度)ともに増加傾向となっています。

療育手帳交付者数の推移

(各年度末)

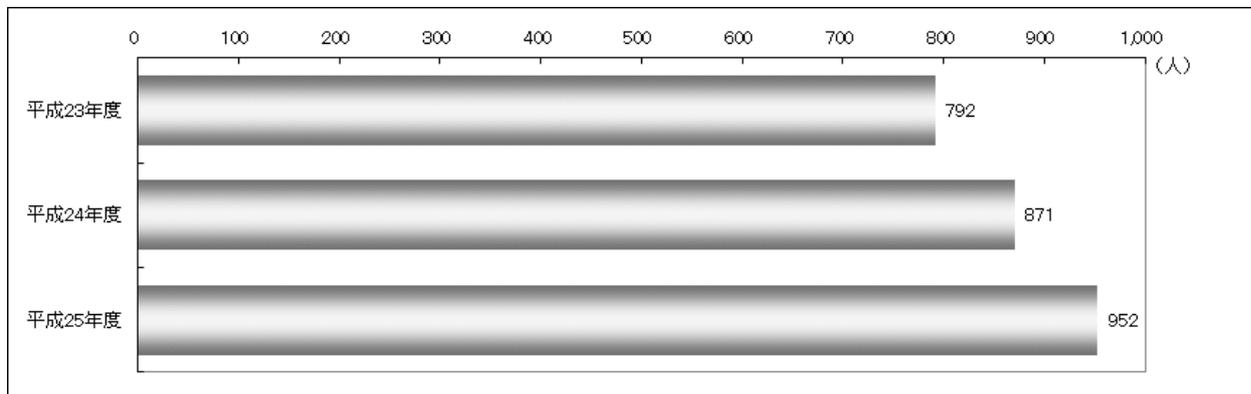


(3)精神保健福祉手帳*交付者数の推移

精神保健福祉手帳*交付者数の推移をみると、増加率が10%前後の大きな伸びと
なっています。

精神保健福祉手帳交付者数の推移

(各年度末)

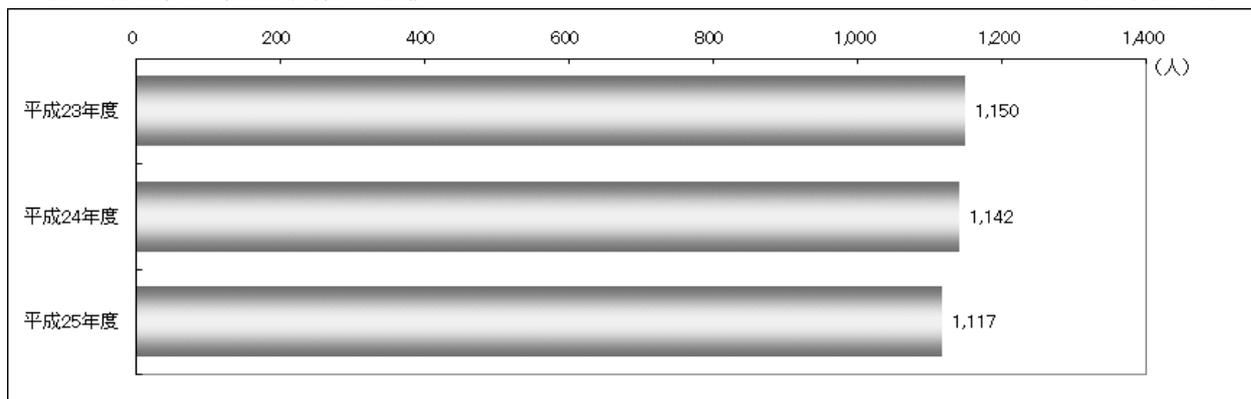


(4)精神科病院入院者数及び通院医療公費負担者数の推移

精神科病院入院患者数の推移をみると、減少傾向となっています。一方、通院医療
公費負担者数は、年々、増加傾向にあり、増加率は約10%で推移しています。

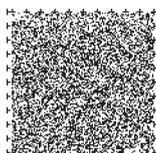
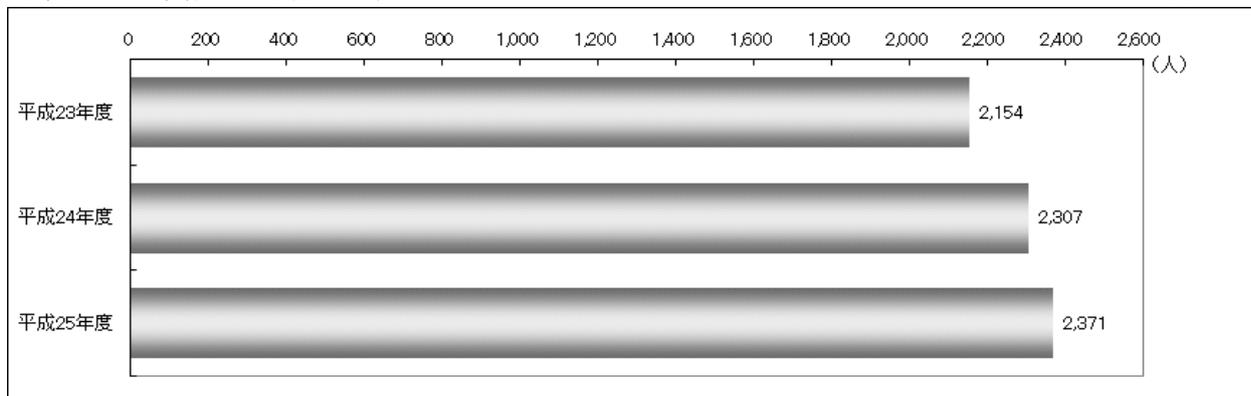
精神科病院入院患者数の推移

(各年度末)



通院医療公費負担者数の推移

(各年度末)



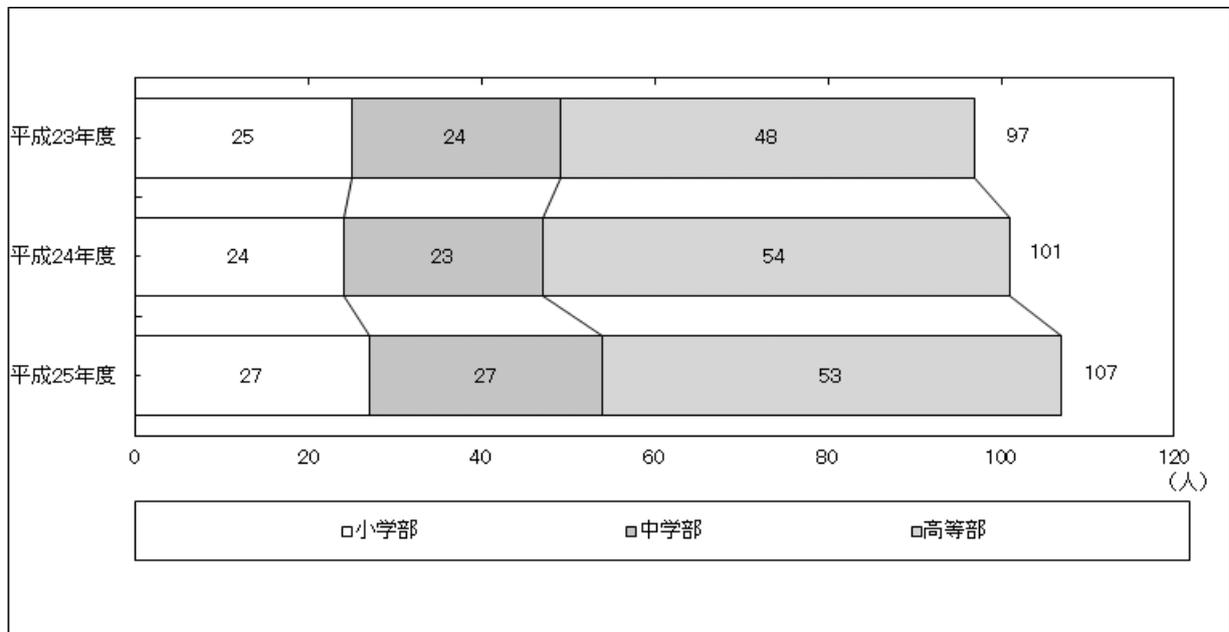
(5) 就学の状況

大牟田特別支援学校*の児童・生徒数の推移をみると、増加傾向にあります。

市内の小・中学校の特別支援学級*に通う児童・生徒数の推移をみると、増加傾向にあり、特に小学部の増加率が高くなっています。

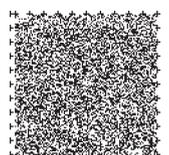
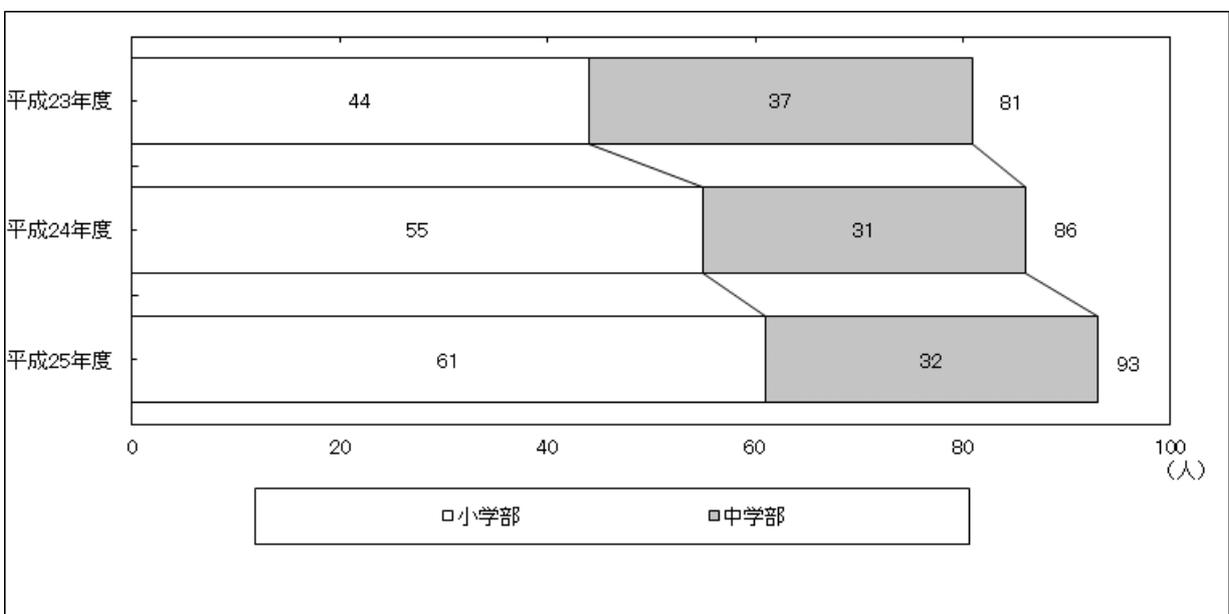
大牟田特別支援学校の児童・生徒数の推移

(各年度末)



特別支援学級に通う児童・生徒数の推移

(各年度末)



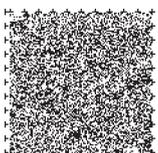
(6)大牟田特別支援学校*(高等部)における卒業時の進路状況

「施設」が最も多く、平成25年度は「施設」9人、「病院」2人で、「就職」は2人となっています。

大牟田特別支援学校卒業時の進路状況（高等部）（各年度末）

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
進 学	0	0	0
就 職	1	0	2
施 設	5	12	9
病 院	5	2	2
自 宅 他	0	0	0
計	11	14	13

単位：(人)



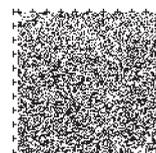
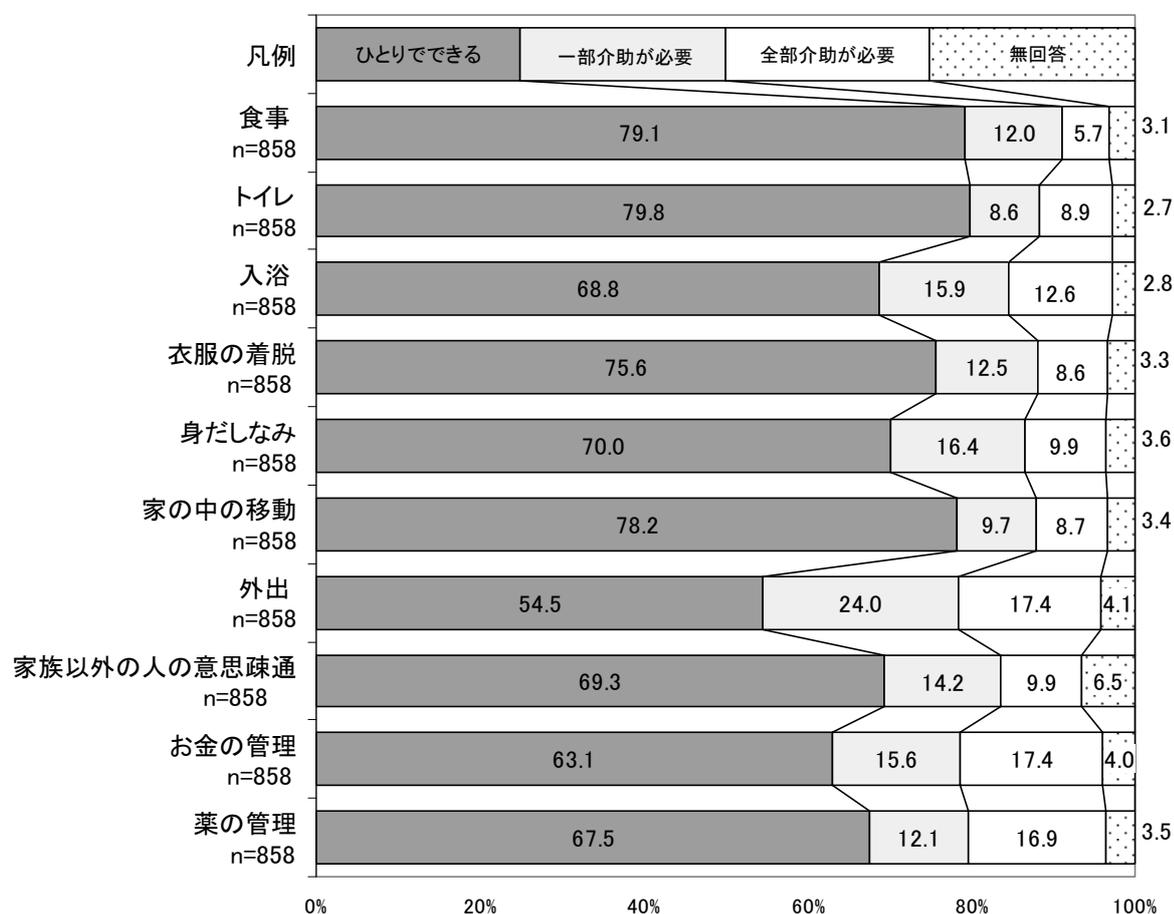
2 福祉に関するアンケート調査結果から

※下記以外の結果は、主要施策の現状と課題で扱う。

(1) 日常生活の状況

日常生活動作*10 項目の中で「全部介助が必要」の割合が最も高いのは、「外出」と「お金の管理」の17.4%。以下、割合が高い方から、「薬の管理」(16.9%)、「入浴」(12.6%)の順。「食事を摂る」、「トイレをする」、「着替える」、「家の中の移動」などで「全部介助が必要」は10%台以下となっています。

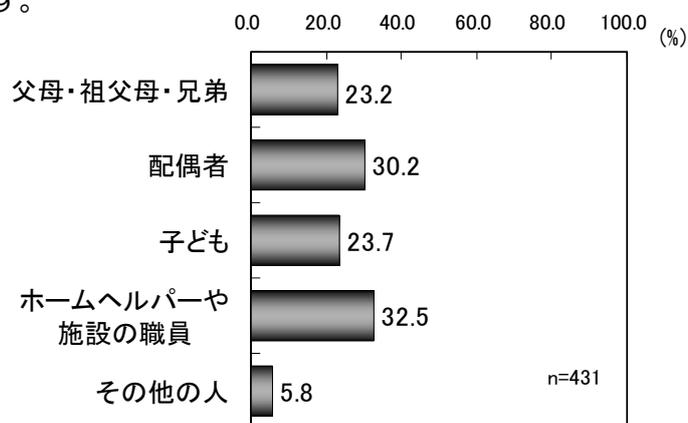
この結果を交付手帳の種類別にみると、「全部介助が必要」は、「身体障害者重度(1~2級)」と「療育手帳*A判定」の割合が高くなっています。



(2) 主な介助者の状況

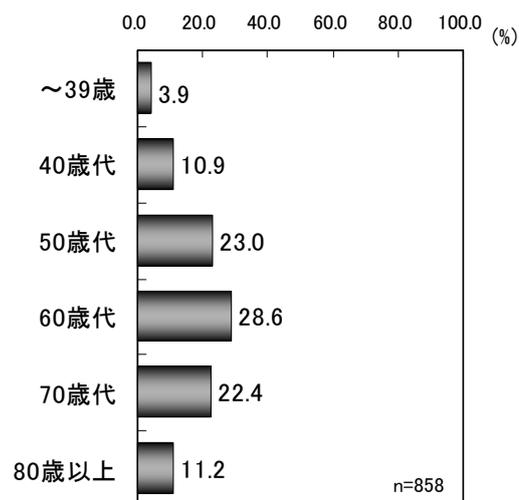
「ホームヘルパー*や施設の職員」の 32.5%が最も高く、これに「配偶者」の 30.2%、「子ども」の 23.7%が続いています。

この結果を交付手帳の種類別にみると、「身体障害者重度（1～2級）」は「ホームヘルパー*や施設の職員」の割合が比較的高く、「療育手帳*所持者」は「父母・祖父母・兄弟」の割合が高くなっています。



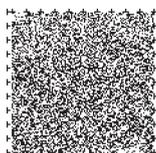
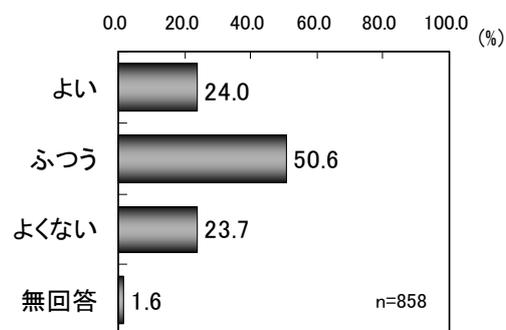
(3) 主な介助者の年齢(平成 26 年 8 月 1 日現在)

「60 歳代」の 28.6%が最も高く、これに「50 歳代」の 23.0%、「70 歳代」の 22.4%が続いています。



(4) 主な介助者の健康状態

「ふつう」の 50.6%が最も高く、これに「よい」の 24.0%、「よくない」の 23.7%が続いています。

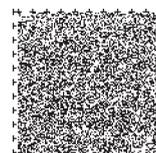


(5)障害福祉サービス*等の今後の利用意向

「利用したい」割合が高い方から、「相談支援」(28.4%)、「居宅介護」(24.2%)、「自立訓練」(22.8%)、「生活介護」(20.2%)、「短期入所」(20.2%)の順となっています。



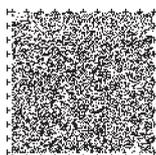
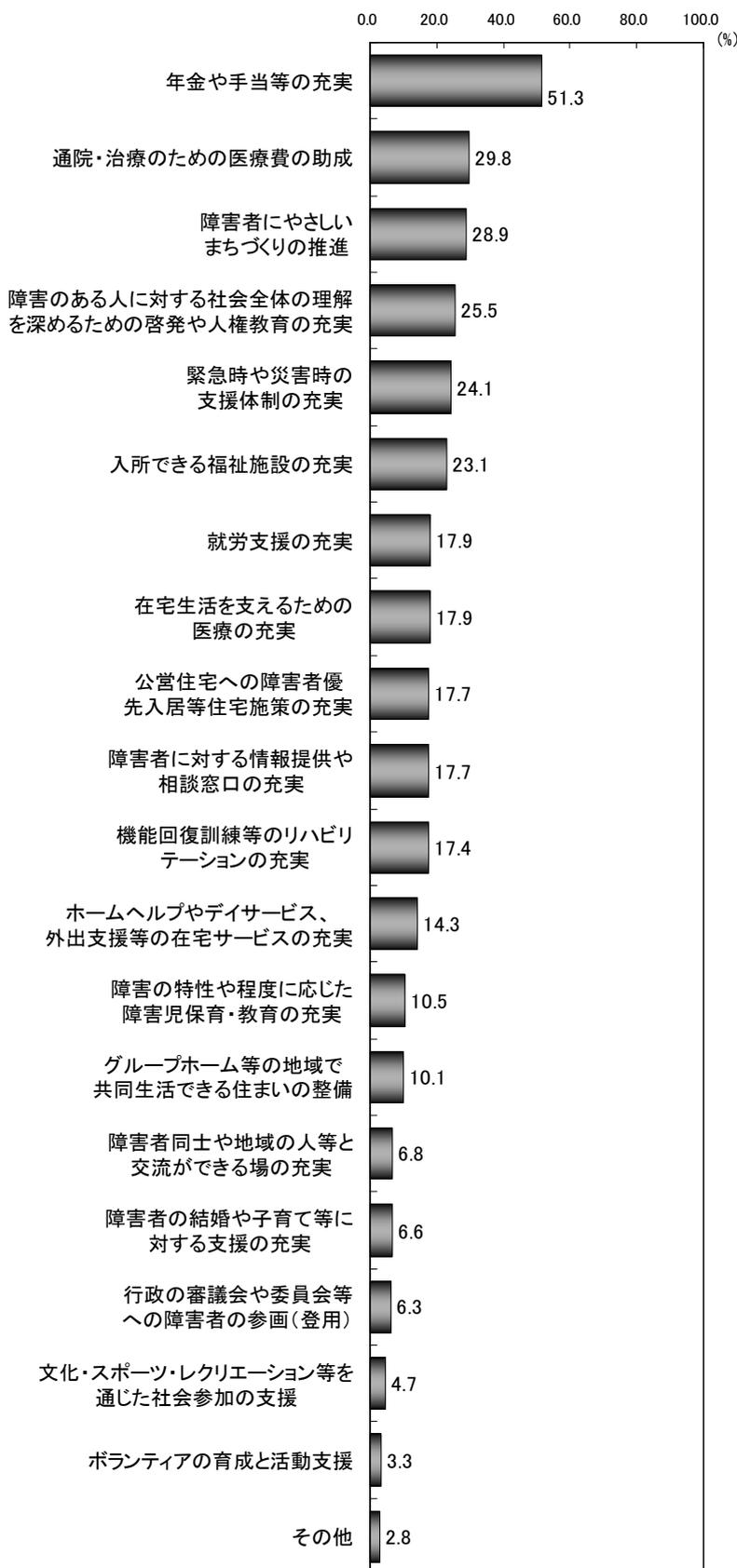
注) 障害福祉サービスの内容については、P95に掲載しています。



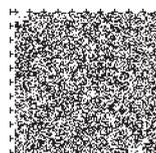
(6) 充実すべき障害のある人に対する行政の支援策

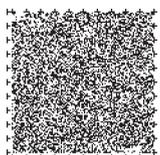
「年金や手当等の充実」の51.3%が最も高くなっています。以下、回答割合の高い方から、「通院・治療のための医療費の助成」(29.8%)、「障害者にやさしいまちづくりの推進」(28.9%)、

「障害のある人に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」(25.5%)、「緊急時や災害時の支援体制の充実」(24.1%)の順となっています。



第 3 章





第 3 章 計画の基本的な考え方

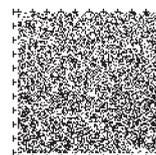
1 基本理念

(1)これまでの本市の取組みと国の動向等

本市は、昭和 56 年、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年」を契機に、昭和 56 年と翌 57 年の 2 ヶ年にわたり、国のモデル事業「障害者福祉都市推進事業」を実施し、ハード・ソフト両面において障害者福祉の推進に努めました。昭和 61 年度「大牟田市障害者長期行動計画」、平成 8 年度「大牟田市障害者長期行動計画」、平成 18 年度「大牟田市障害者計画」を策定し、この間、一貫して「ノーマライゼーション*」の実現を目標として、「自立と共生」のまちづくりに向けた障害保健福祉施策を積極的に推進してきました。

一方、国においては、社会情勢や法制度が大きく変化する中で、平成 25 年 9 月、障害者基本法*に基づく新たな第 3 次障害者基本計画*が閣議決定されたところであり、都道府県及び市町村においては、この計画を参考とした障害者基本計画*の改定が進められています。

さらに、国の新計画の基本理念では、障害者基本法*第 1 条に規定されるように、障害の有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会*の実現に向け、障害者の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図るものとされており、また、その基本原則として、障害者基本法*の第 3 条で地域社会における共生等、同 4 条で差別の禁止、同 5 条で国際的協調の 3 つを設けた上で、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に展開することとされています。



(2) 基本理念と基本目標

本市が昭和 56 年から 34 年間にわたって実現を目指してきた「ノーマライゼーション*社会」の意味は、高齢者も若年者も、障害のある人もない人も、すべての人が人間として普通（ノーマル）の生活を送り、共に生きる社会のことです。これは、障害者基本法*第 1 条に規定される内容と同様の理念であり、国の計画の基本理念とも整合が取れたものであることから、これまでの基本理念の考え方を本計画において引き継ぎます。

一人ひとりが尊重され、
ともに参加し、
ともに暮らせるまち
～ノーマライゼーション*社会の実現～

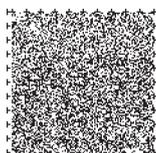
また、障害者基本法*第 3 条（地域社会における共生等）及び同 4 条（差別の禁止）の規定にのっとり、以下の 2 つの基本目標を設定し、ノーマライゼーション*社会の実現に向けた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

①みんなと一緒に自分らしく暮らせるまち

- ・障害のある人みんなが、社会のすべての場面に参加できることを目指します。
- ・障害のある人みんなが、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らせることを目指します。
- ・障害のある人みんなが、情報を手に入れたり、気持ちを伝えることができることを目指します。

②差別のない安心して暮らせるまち

- ・障害があるからという理由で障害のある人を差別しないことを目指します。
- ・社会的障壁（社会のかべ）のために困っている障害者がいて、その障壁をなくするための負担が大きすぎないときは、その障壁をなくするための必要で理由のある対応を目指します。
- ・差別に関する必要な情報等についてのさらなる周知を目指します。



2 基本方針と施策体系

本計画の2つの基本目標を達成するために、9つの基本方針と、それに基づく主要施策により、ノーマライゼーション*社会の実現に向けた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

[基本方針]

1 差別の解消及び権利擁護*の推進

障害者差別解消法*に基づき、障害を理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害者虐待防止法*に基づく障害者虐待の防止等の障害者の権利擁護*のための取組みを推進します。

このことにより、すべての市民が障害があってもなくてもわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、一人ひとりを大切にするノーマライゼーション*社会の実現を目指します。

2 生活支援のための環境づくり

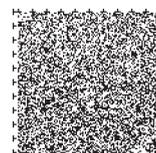
すべての人の人権が尊重されなければならないという考え方に基づいて、障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス*等の支援の充実を図ります。

このことにより、障害のある人みんなの社会参加の機会が確保されること、そして、どこで誰と生活するかについての選択ができるノーマライゼーション*社会の実現を目指します。

3 保健・医療サービスの充実

障害の早期発見に努めるとともに、障害者が身近な地域で保健・医療サービス、医学的リハビリテーション*等を受けることができるよう、適切な対応に努めます。特に、入院中の精神障害者の退院、地域移行を推進するため、精神障害者が地域で暮らせる環境の整備に取り組むとともに、難病*に関する施策の推進と障害の原因となる疾病等の予防・治療の充実を図ります。

このことにより、障害のある人みんなが、医療面等での安心感と満足感を持つことができるノーマライゼーション*社会の実現を目指します。



4 教育の充実、スポーツ・文化芸術活動の振興

障害のある児童生徒が必要な支援のもと、その年齢及び能力、特性に応じた十分な教育を受けることができるように努めます。また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境整備等を推進します。

このことにより、障害のある人みんなが、十分な教育の機会が提供され社会のすべての場面に参加できるノーマライゼーション*社会の実現を目指します。

5 雇用と就労の充実、経済的自立の支援

一般就労*を希望する障害者にはできる限り一般就労*できるように、一般就労*が困難である障害者には就労継続支援 B 型事業所*等での工賃*の水準が向上するように、総合的な支援を推進します。あわせて、経済的負担の軽減等につながるよう、各種支援制度の周知を図ります。

このことにより、障害のある人みんなが、地域で自立した生活を送ることができるノーマライゼーション*社会の実現を目指します。

6 生活環境の整備

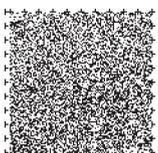
障害者が安心して生活できる住宅の確保や、建築物、公共交通機関等のユニバーサルデザイン*化、バリアフリー*化を促進します。

このことにより、障害のある人みんなの社会参加が促進され、誰もが快適で暮らしやすい生活環境が整ったノーマライゼーション*社会の実現を目指します。

7 コミュニケーションの支援

情報通信の利用しやすさの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等を推進します。

このことにより、障害のある人みんなが、情報を手に入れたり、伝えたりすることができるノーマライゼーション*社会の実現を目指します。



8 安心・安全対策の推進

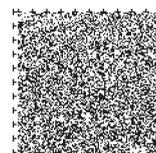
防災・防犯対策の推進や消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。

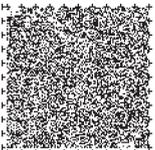
このことにより、障害のある人みんなが、安心・安全な地域社会の中で生活することができるノーマライゼーション*社会の実現を目指します。

9 行政サービス等における配慮

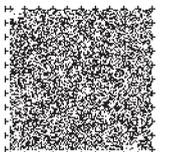
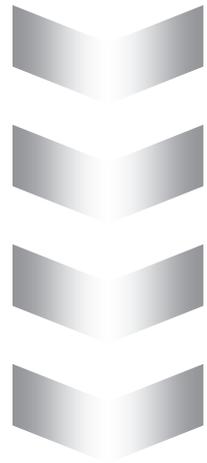
市職員等の障害者理解の促進を図るとともに、障害者とその権利を円滑に行使することができるように、選挙等における配慮を行います。

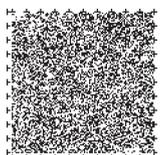
このことにより、障害のある人みんなが、行政機関等による適切な配慮を受けることができるノーマライゼーション*社会の実現を目指します。





第 4 章





第4章 主要施策

前章に示した基本方針に基づき、それぞれの主要施策を定めて取組みを推進し、「一人ひとりが尊重され、ともに参加し、ともに暮らせるまち～ノーマライゼーション*社会の実現～」を目指します。

1 差別の解消及び権利擁護*の推進

障害者差別解消法*に基づき、障害を理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害者虐待防止法*に基づく障害者虐待の防止等の障害者の権利擁護*のための取組みを推進します。

このことにより、すべての市民が障害があってもなくてもわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、一人ひとりを大切にするノーマライゼーション*社会の実現を目指します。

【現状と課題】

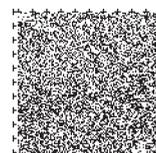
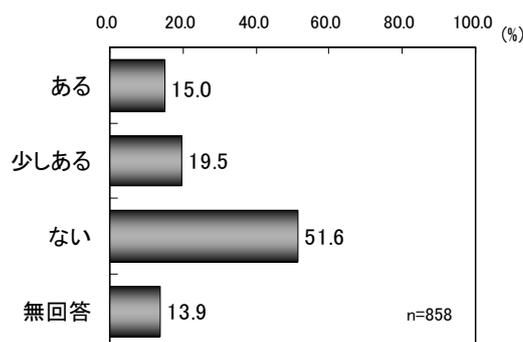
「障害者差別解消法*」や「障害者虐待防止法*」は、障害者が地域で安心して日常生活を営むための方向性を示しています。これらの法を踏まえた差別の解消及び、虐待の防止並びに成年後見制度*の利用促進などの取組みを進めることが重要です。

大牟田市の現状を「福祉に関するアンケート調査」結果で見ると、以下のような状況です。

1. 差別を受けた経験

「ない」の51.6%が最も高く、これに「少しある」の19.5%、「ある」の15.0%が続いている。

「ある」の割合が相対的に高いのは、「療育手帳*A判定」(46.6%)、「療育手帳*B判定」(38.6%)、「精神障害あり」(33.3%)となっている。

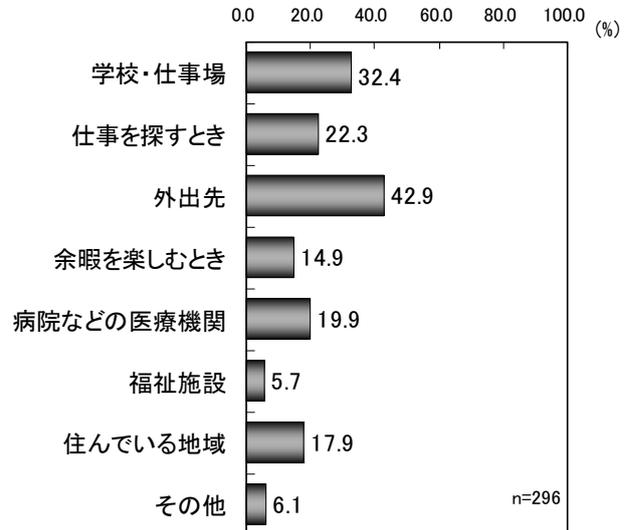


2. 差別を受けた具体的な場面

※複数回答

※差別や嫌な思いの経験を持つ 296 人に限定。

「外出先」の 42.9%が最も高く、これに「学校・仕事場」の 32.4%、「仕事を探するとき」の 22.3%が続いている。



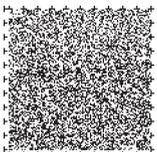
こうした差別の解消や虐待の防止などを実効性のあるものとするためには、広報・啓発活動を推進するとともに、相談体制の充実、権利擁護*のための体制などの人権・権利等を擁護するための仕組みを整えていく必要があります。

【主要施策】

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

○障害者差別解消法*（平成 28 年 4 月施行）に規定される基本方針に基づき、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報啓発活動、相談・紛争解決体制等の整備に取り組むとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組めます。

○改正障害者雇用促進法*（平成 28 年 4 月施行）に基づき、障害者と健常者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者の有する能力が有効に発揮できるための取組みを促進します。

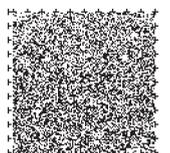


(2) 人権・権利を擁護するための仕組みづくり

- 相談体制等の充実により、障害者虐待の防止や早期発見を図ります。
- 障害のある人の人権・権利擁護*を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、専門家を招いて定期的を実施している「法律相談」、「司法書士相談」、「人権相談」等の相談体制の充実を図ります。
- 福祉サービス利用者等からの苦情について、関係機関と連携して「福祉サービス苦情解決委員会」等の苦情解決システムを活用することにより、福祉サービス利用者等の権利擁護*及び福祉サービスの向上に努めます。
- 判断能力が十分でないため適切なサービスを利用することが困難な障害のある人に対して、サービスの適切な選択・利用、日常的な金銭管理等を支援するため、関係機関と連携して「日常生活自立支援事業」の普及啓発と利用促進を図ります。
- 人権・権利擁護*に対する市民の理解を深めるための講演会や講座などを実施します。

(3) 成年後見制度*の周知・普及

- 関係機関等と連携しながら、障害のある人の人権や権利を擁護する成年後見制度*の周知・普及を図ります。



2 生活支援のための環境づくり

すべての人の人権が尊重されなければならないという考え方に基づいて、障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活が営むことができるよう、障害福祉サービス*等の支援の充実を図ります。

このことにより、障害のある人みんなの社会参加の機会が確保されること、そして、どこで誰と生活するかについての選択ができるノーマライゼーション*社会の実現を目指します。

【現状と課題】

障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むためには、必要とする障害福祉サービス*その他の支援を受けながら、障害者が自ら居住する場所を選択できる環境を整えることが大切です。また、本人の意向を尊重した上で、施設入所者や退院可能な精神障害者を地域生活へと移行できる環境を整えることも求められており、相談支援体制の整備や住宅、グループホーム*などの生活の場の確保と質の向上等が課題となっています。

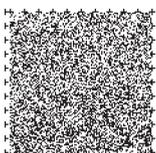
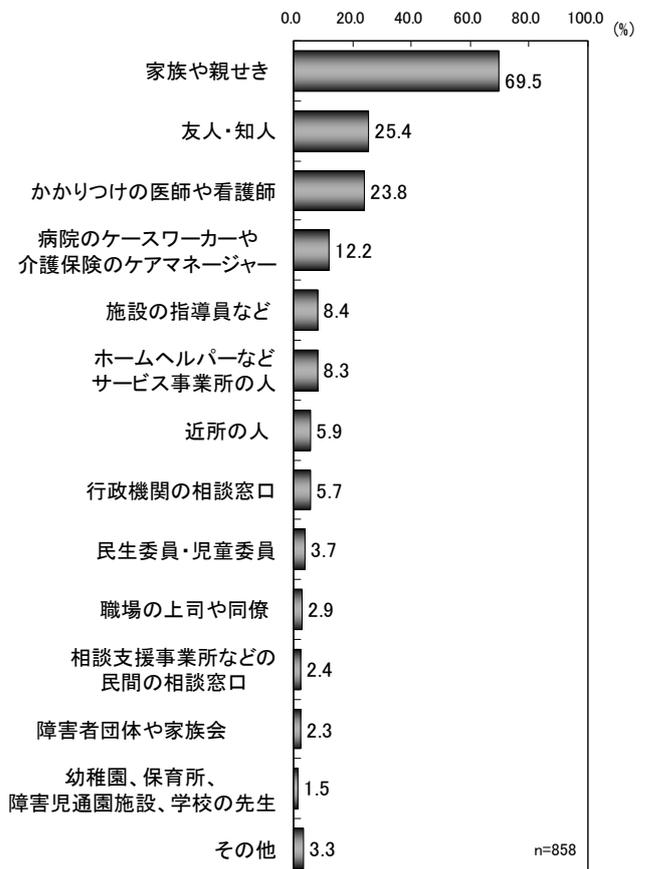
こうした環境を整えていくためには、相談支援体制や生活支援サービスの充実、地域生活への移行支援、重度障害児・者への支援、情報提供の充実とサービスの質の向上など、単一のサービス提供ではなく複合的な利用者本位のサービス提供体制の仕組みを構築していくことが重要です。

大牟田市の現状を「福祉に関するアンケート調査」結果でみると、以下のような状況です。

1. 悩みや困ったことの相談先

※複数回答

「家族や親せき」の69.5%が最も高い。以下、割合が高い方から、「友人・知人」(25.4%)、「かかりつけの医師や看護師」(23.8%)、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」(12.2%)の順となっている。



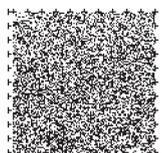
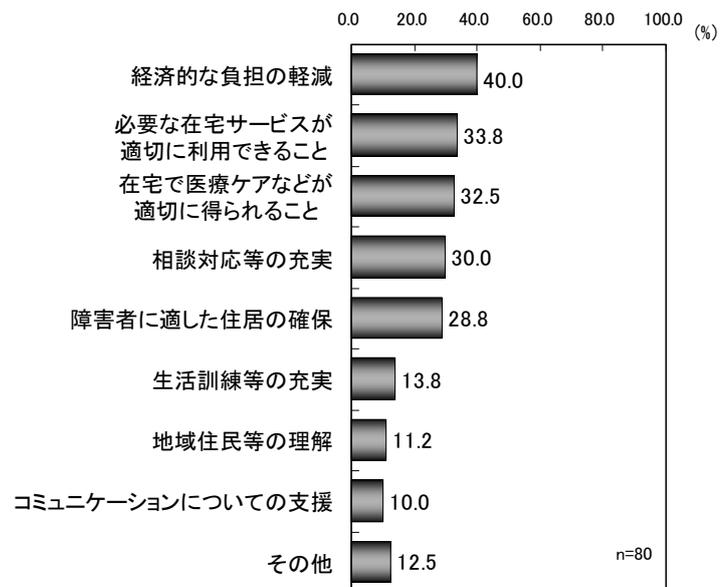
2. 障害福祉サービス*等の今後の利用意向

「利用したい」割合が高い方から、「相談支援」(28.4%)、「居宅介護」(24.2%)、「自立訓練」(22.8%)、「生活介護」(20.2%)、「短期入所」(20.2%)の順となっている。

(※グラフは 15 ページに掲載)

3. 地域で生活するために必要な支援

「福祉施設で暮らしている」と「病院に入院している」と回答した 80 人に聞いた地域で生活するために必要な支援は、「経済的な負担の軽減」の 40.0%が最も多い。以下、回答割合の高い方から、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(33.8%)、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」(32.5%)、「相談対応等の充実」(30.0%)、「障害者に適した住居の確保」(28.8%)の順となっている。



【主要施策】

(1) 相談支援体制の充実

- 障害のある人が、住み慣れた地域、家庭で、個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活が営むことができるよう、市役所や保健所だけでなく身近なところで相談や支援ができる体制の整備を推進します。
- 障害者による相談活動などの取組みを支援するなど、障害者がより相談しやすい環境づくりを進めます。

(2) 生活を支援するサービスの充実

- 障害者が住み慣れた地域で生活し、さまざまな分野でいきいきと活動できるようにすること及び必要なサービスや医療ケアを適切に受けることができるようにすることを目的とした日常生活を支援する在宅サービスの充実を目指します。
- 障害者の社会参加をより円滑にするために、外出支援策を推進します。
- 地域でいきいきとした生活を送ることができ、社会参加や社会活動を促進するため、さまざまな日中活動の場の充実を図ります。
- 一般就労*を促進するとともに、自立した生活基盤の確保や働くことの生きがいにつながる福祉的就労*の場等の充実を図ります。
- 障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる住まいや生活の場の確保を図ります。
- 地域での安定的な生活を送れるよう、各種手当の支給や医療費の助成等を行います。

(3) 地域生活への移行支援

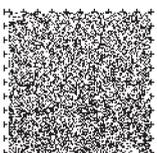
- 施設入所者や退院可能な精神障害者等が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行するための支援を行います。

(4) 重度障害児・者への支援

- 重度の障害児・者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス*等の支援の充実を図るとともに、住まいの場の確保に努めます。

(5) 情報提供の充実とサービスの質の向上

- 障害者自身が自分に合った事業者やサービス内容を適切に選べるよう、わかりやすい情報提供に努めるとともにサービスの質の向上を図ります。
- 障害福祉サービス*に従事する人材の育成と質的向上のため事業所等の人材育成を支援します。



3 保健・医療サービスの充実

障害の早期発見に努めるとともに、障害者が身近な地域で保健・医療サービス、医学的リハビリテーション*等を受けることができるよう、適切な対応に努めます。特に、入院中の精神障害者の退院、地域移行を推進するため、精神障害者が地域で暮らせる環境の整備に取り組むとともに、難病*に関する施策の推進と障害の原因となる疾病等の予防・治療の充実を図ります。

このことにより、障害のある人みんなが、医療面等での安心感と満足感を持つことができるノーマライゼーション*社会の実現を目指します。

【現状と課題】

障害を早期に発見し、重症化しないようにするためには、健康診査の実施や気軽に相談でき、早期に療育を受けられる体制が必要です。

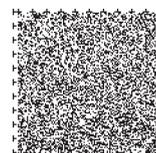
このため本市では乳幼児健康診査等を行うとともに、近年は発達相談関係の利用者が増えてきており、今後は関係機関等との連携のもとで障害の早期発見・早期療育*が可能となるような体制整備がよりいっそう求められています。

20歳以上での障害の原因としては、交通事故などによるけがのほか、生活習慣病が原因であることも多いことから、「第2次ウエルネスおおむた21（大牟田市健康増進計画）*」により、市民の健康づくりを支援しています。

精神障害者保健福祉手帳*所持者数の増加も顕著であることから、正しい知識の普及によるこころの健康づくりの推進など、精神保健・医療施策のさらなる充実が必要です。

難病*については、国において難病*対策についての議論がなされています。難病*は誰でも発症する可能性があり、発症した場合、原因不明で治療法も確立されていないことから、精神的にも経済的にも大きな負担となります。これらの方々の不安の軽減を図るための相談・支援を行うとともに、患者への保健・医療・福祉施策のさらなる充実が求められています。

主として高次脳機能障害*等の医学的リハビリテーション*による機能の維持、回復が期待される障害のある人に対しては、相談から医療・訓練指導を経て社会復帰にいたるまでの一貫したリハビリテーション*の提供が必要です。今後も、リハビリテーション*の専門性のさらなる向上と関係機関との連携強化等の取組みが求められています。



【主要施策】

(1) 障害の早期発見

- 障害の早期発見を推進するために、乳幼児健康診査による障害の早期発見体制や小児・周産期医療体制の充実を図ります。また、障害児の育児にかかる相談体制を充実するとともに、療育機関等の関係機関との連携強化を促進します。
- 障害児相談支援事業の拡充に努めるとともに、児童の個々の状況に応じた療育支援ができるように努めます。
- がん等の生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、各種健診(がん検診など)や健康教育、健康相談の実施に努めます。

(2) 精神保健・医療施策の推進

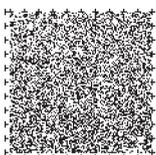
- 精神障害に対する正しい理解を促進するために、講演会や刊行物の配布などの広報を通して、普及啓発に努めます。また、うつ病などの早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、市民への普及啓発のほか、精神科医療機関と他の医療機関との連携を推進します。
- 保健所、医療機関、福祉事務所、相談支援事業者など関係機関同士の連携を進め、未受診・治療中断者などきめ細かい支援が必要な方に対応できる体制づくりを進めます。また、ひきこもり状態にある人や家族への支援策のさらなる充実について検討します。
- 相談支援事業者等による利用者への日常的な関わりや休日・夜間の対応など、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携した支援体制づくりを進めます。
- 受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の退院と社会復帰を促進するため、地域移行支援*・地域定着支援*の利用を促進します。

(3) 総合的な医療施策・リハビリテーション*の充実

- 障害者が、身近な場所でいつでも必要かつ適切な医療の提供が受けられるよう、個々の状況に応じた適切な対応に努めます。
- 自立した地域生活や職場復帰、社会復帰に向け、適切なリハビリテーション*に取り組めるよう、自立訓練等の機能訓練を促進します。

(4) 保健・医療・福祉の連携強化

- 「障害者総合支援法*」の施行により、難病*患者等を含め支援を必要とする方々が安心して生活を送ることができるよう、関係機関の連携強化を図り、切れ目のないサービスが提供できる体制づくりを進めます。



4 教育の充実、スポーツ・文化芸術活動の振興

障害のある児童生徒が必要な支援のもと、その年齢及び能力、特性に応じた十分な教育を受けることができるように努めます。また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境整備等を推進します。

このことにより、障害のある人みんなが、十分な教育の機会が提供され社会のすべての場面に参加できるノーマライゼーション*社会の実現を目指します。

【現状と課題】

「児童福祉法*」の改正（平成 24 年 4 月）により事業が再編され、身近な地域で支援が受けられる療育体制の構築が求められています。

相談支援事業所*や発達障害者支援センター*が障害の早期発見・早期療育*を目的として、主に就学前児童の発達相談や療育を行っていますが、相談を希望する児童数が増加しています。また、自閉症*などの発達障害*を有する障害児も増加しており、相談支援や必要な情報の発信、普及・啓発等が求められています。

本市内の義務教育段階の障害のある児童生徒は、平成 25 年度は 54 人が大牟田特別支援学校*で、93 人が市立の小・中学校の特別支援学級*で教育を受けており、障害の種別や程度に応じた学級の整備に努めています。通常の学級にも、発達障害*等の障害のある児童生徒が在籍しており、今後も一人ひとりの障害の状態に応じた教育が求められています。

また、障害児者がさまざまなスポーツや文化活動に参加でき、生活の質を高めてもらえるような環境整備も求められています。

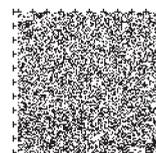
「福祉に関するアンケート調査」結果をみると、以下の内容が求められています。

1. 相談機関の認知度及び利用状況

(1) 相談支援事業所*

「知らない」の 50.1%が最も高い。以下、割合が高い方から、「無回答」(25.8%)、「知っているが利用したことはない」(18.3%)、「利用したことがある」(5.8%)の順となっている。

「利用したことがある」の割合が相対的に高いのは、「療育手帳*A 判定」(13.8%)、「療育手帳*B 判定」(11.4%)、「精神障害あり」(11.1%)となっている。



(2) 発達障害者支援センター*

「知らない」の51.2%が最も高い。以下、割合が高い方から、「無回答」(31.7%)、「知っているが利用したことはない」(16.8%)、「利用したことがある」(0.3%)の順となっている。

「利用したことがある」の割合が相対的に高いのは、「精神障害あり」(3.7%)となっている。

(3) 教育相談室

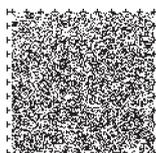
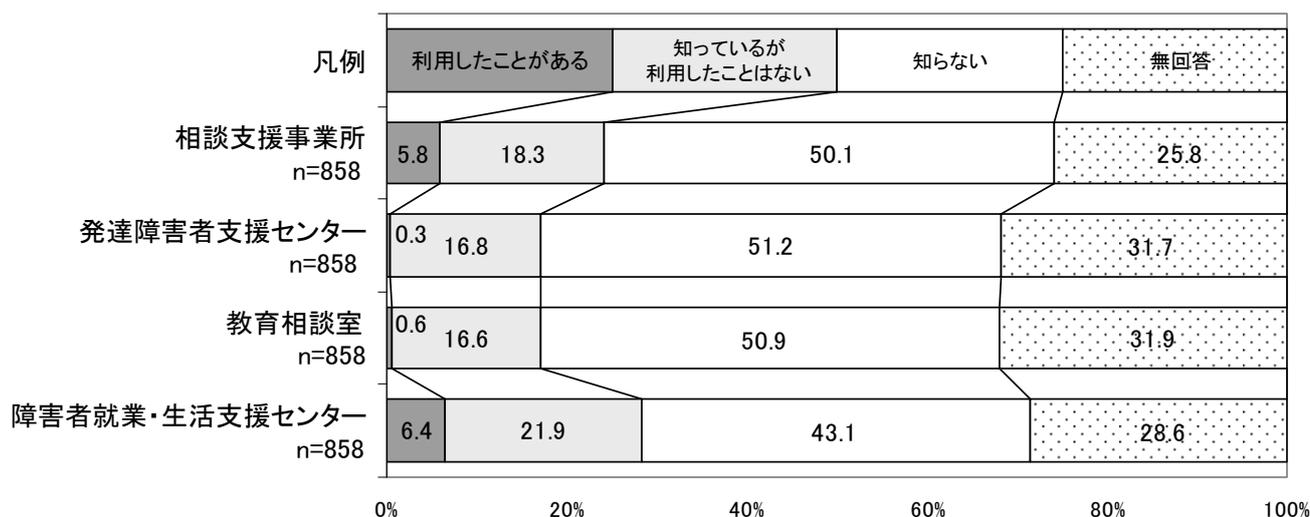
「知らない」の50.9%が最も高い。以下、割合が高い方から、「無回答」(31.9%)、「知っているが利用したことはない」(16.6%)、「利用したことがある」(0.6%)の順となっている。

「利用したことがある」の割合が相対的に高いのは、「療育手帳*B判定」(4.5%)となっている。

(4) 障害者就業・生活支援センター*

「知らない」の43.1%が最も高い。以下、割合が高い方から、「無回答」(28.6%)、「知っているが利用したことはない」(21.9%)、「利用したことがある」(6.4%)の順となっている。

「利用したことがある」の割合が相対的に高いのは、「療育手帳*A判定」(13.8%)、「療育手帳*B判定」(38.6%)、「精神障害あり」(19.8%)となっている。

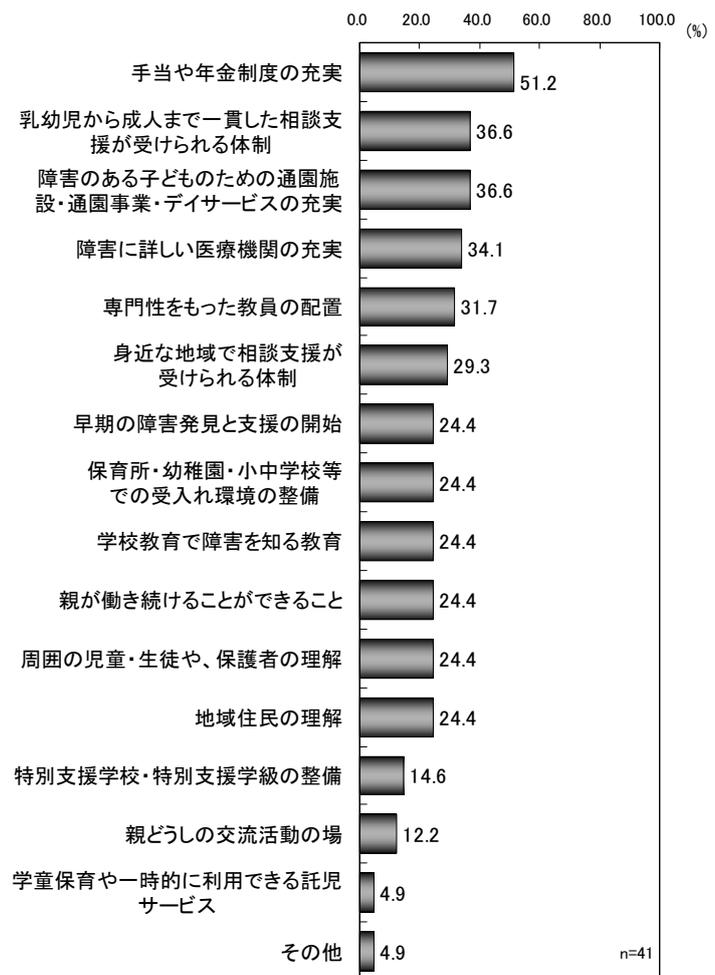


2. 障害のある子どもたちが暮らしやすくなるために必要だと思うこと

※複数回答（5 つまで選択可）

※現在、幼稚園・保育所・障害児通園施設や学校等に通っている 33 人に限定

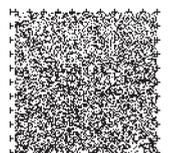
「手当や年金制度の充実」の 51.2%が最も高い。以下、割合が高い方から、「乳幼児から成人まで一貫した相談支援が受けられる体制」(36.6%)、「障害のある子どものための通園施設・通園事業・デイサービス*の充実」(同)、「障害に詳しい医療機関の充実」(34.1%)、「専門性をもった教員の配置」(31.7%)の順。



3. 余暇活動や社会活動 ※複数回答

「特に何もしていない」の 51.2%が最も高い。以下、割合が高い方から、「ドライブや旅行」(21.6%)、「映画やコンサート、演劇などの鑑賞」(13.8%)の順となっている。

「特に何もしていない」の割合が高いのは、「療育手帳*A判定」(56.9%)で、「ドライブや旅行」の割合が高いのは、「療育手帳*B判定」(31.8%)となっている。

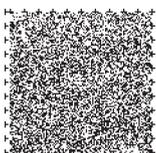
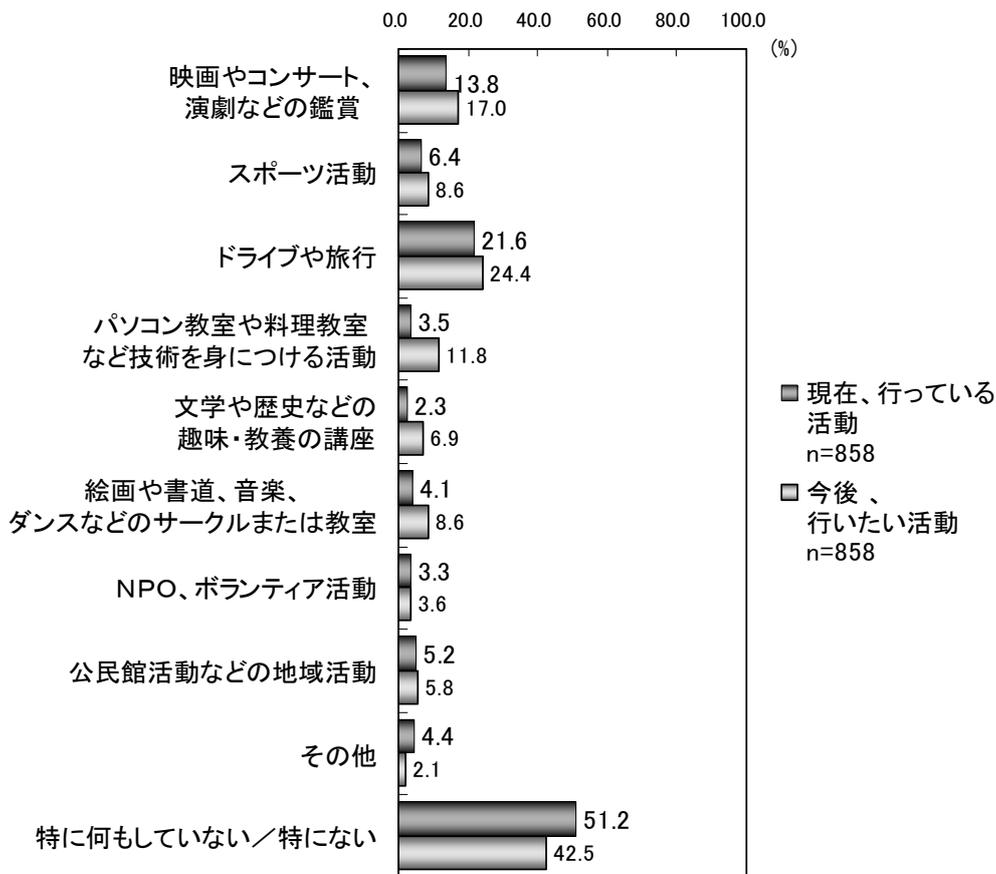


4. 今後の余暇活動や社会活動 ※複数回答

「特になし」の42.5%が最も高い。以下、割合が高い方から、「ドライブや旅行」(24.4%)、「映画やコンサート、演劇などの鑑賞」(17.0%)、「パソコン・料理・文学・歴史など、技術習得や趣味、教養などの活動」(11.8%)の順となっている。

今後、活動したい内容の選択率が比較的高いのは、「療育手帳*B判定」、「精神障害あり」となっている。

また、「その他」と「特に何もしていない・特になし」を除くすべての選択肢で現在活動している割合よりも、今後、活動したい内容の割合が高くなっている。



【主要施策】

(1) 相談・支援体制の拡充

- 就学前、就学期、卒業後などライフステージ*のあらゆる段階を通じて一貫した相談支援体制の充実を図ります。
- 学齢期における共に学ぶ環境づくりを進めます。
- 障害者の社会参加を促進するため、生涯を通じて学習できる機会を整えます。

(2) 早期療育*の充実

- より身近な地域で障害の早期発見、早期療育*が可能となるよう早期療育*体制の充実を図ります。
- 発達障害*など多様化する児童の障害への専門的な対応が可能となるよう、相談支援や職員研修の充実を図ります。

(3) 幼児期等における共に育つ場及び機会の拡充

- 幼児期等において、共に育つ場の機会を拡充するため、幼稚園、認定こども園*、保育所及び学童保育所（クラブ）における障害児の受け入れ促進に努めます。

(4) 学校教育の充実

- 障害の有無にかかわらず互いの個性を尊重し合いながら学んでいくことができるよう、障害の状態に応じたさまざまな学びの場の確保に努めます。
- 関係機関との連携強化や幼稚園、認定こども園*、小・中学校、高等学校及び特別支援学校*のすべての教職員を対象とした研修の充実を図ります。

(5) 学校等のバリアフリー*の充実

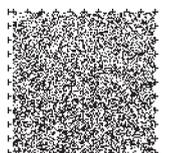
- 障害者用トイレやスロープの設置、介助者などの人的配置などのバリアフリー*の充実を図ります。

(6) 学校卒業後の多様な進路の確保

- 特別支援学校*や高等学校などでの就労指導・進路指導の充実を図ります。

(7) スポーツ・文化芸術活動の振興

- 障害者がさまざまなスポーツや文化活動に参加できるよう活動機会の拡大を図ります。



5 雇用と就労の充実、経済的自立の支援

一般就労*を希望する障害者にはできる限り一般就労*できるように、一般就労*が困難である障害者には就労継続支援 B 型事業所*等での工賃*の水準が向上するように、総合的な支援を推進します。あわせて、経済的負担の軽減等につながるよう、各種支援制度の周知を図ります。

このことにより、障害のある人みんなが、地域で自立した生活を送ることができるノーマライゼーション*社会の実現を目指します。

【現状と課題】

雇用や就業への支援は、障害者が地域で自立した生活を送るための所得の確保や働くことによる生きがいづくりにつながることから、非常に重要な施策です。

現状をみると、障害者の就労意欲は高いものの就職状況は非常に厳しいものがあるほか、法定雇用率*に達していない企業も依然としてみられます。

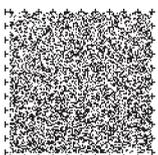
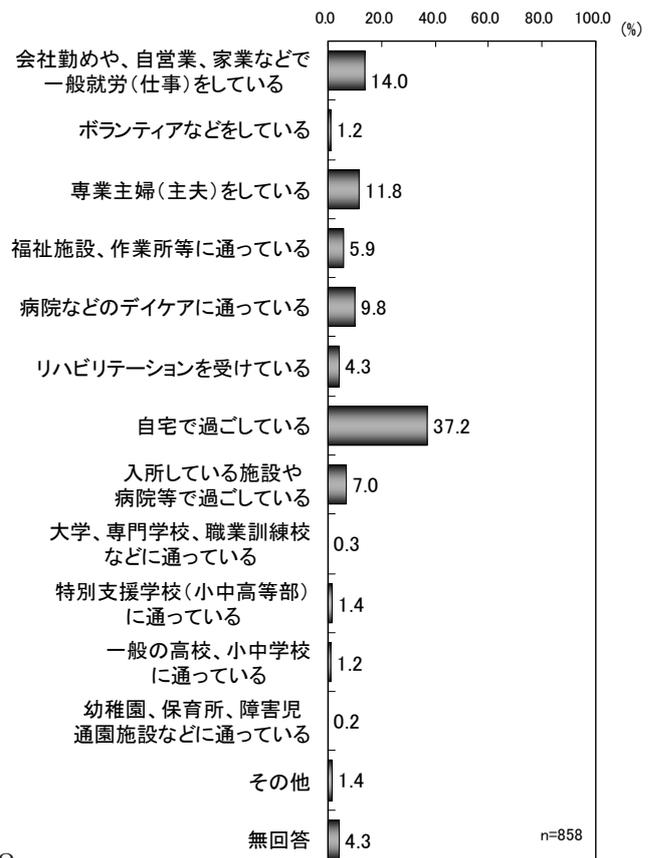
平成 25 年 4 月から法定雇用率*が引き上げられました。平成 30 年 4 月からは精神障害者の雇用が義務化されることになっており、障害者の就業促進がいっそう求められるようになってきています。

職場環境への適応が困難であったり、厳しい雇用環境に離職を余儀なくされたりする障害者も少なくありません。こういった人たちへの再就職に向けた支援や雇用を継続するための支援も課題になっています。

「福祉に関するアンケート調査」結果をみると、以下のような状況です。

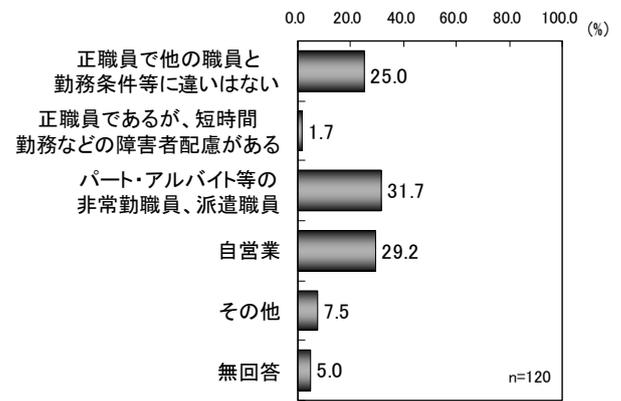
1. 平日の日中の主な過ごし方

「自宅で過ごしている」の 37.2%が最も高い。以下、割合が高い方から、「会社勤めや自営業、家業などで一般就労*（仕事）をしている」（14.0%）、「専業主婦（主夫）をしている」（11.8%）、「病院などのデイケアに通っている」（9.8%）、「入所している施設や病院等で過ごしている」（7.0%）の順となっている。



2. 就労者の勤務形態

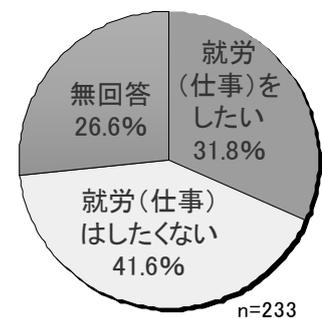
「会社勤めや自営業、家業などで一般就労*（仕事）をしている」と回答した120人に聞いた勤務形態は、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の31.7%が最も多く、これに「自営業」の29.2%、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」の25.0%が続く。



3. 今後の一般就労*（仕事）に対する意向

※現在、一般就労*をしていない18～64歳の方233人に限定

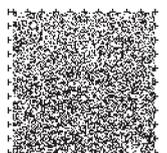
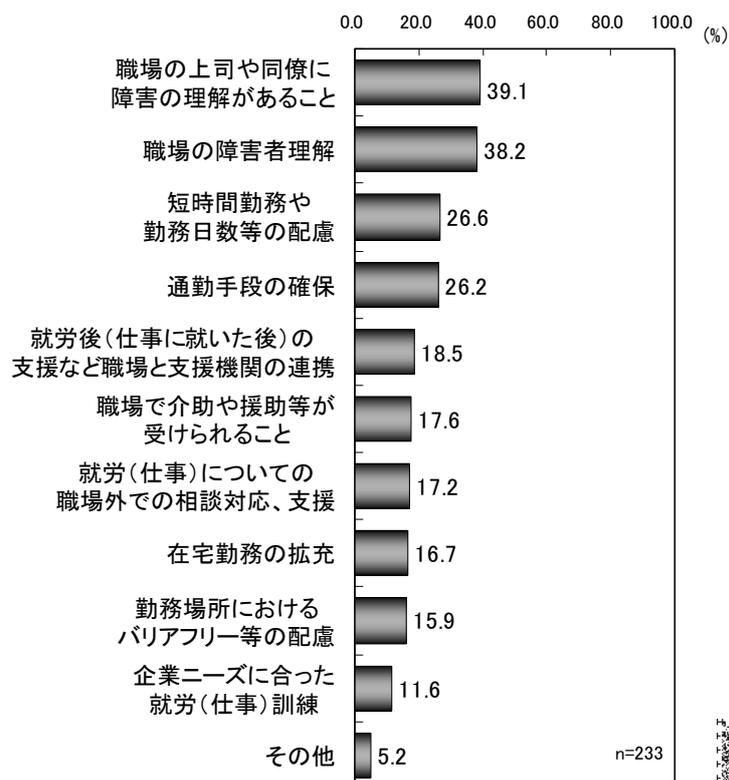
今後の一般就労*（仕事）に対する意向は、「就労（仕事）はしたくない」の41.6%が最も多く、これに「就労（仕事）をしたい」の31.8%、「無回答」の26.6%が続く。



4. 必要だと思う障害者の就労（仕事）に向けた支援 ※複数回答

※現在、一般就労*をしていない18～64歳の方233人に限定

「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の39.1%が最も高く、これに「職場の障害者理解」の38.2%が続く。以下、割合が高い方から、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」（26.6%）、「通勤手段の確保」（26.2%）、「就労後（仕事に就いた後）の支援など職場と支援機関の連携」（18.5%）、「職場で介助や援助等が受けられること」（17.6%）、「就労（仕事）についての職場外での相談対応、支援」（17.2%）、「在宅勤務の拡充」（16.7%）、「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」（15.9%）、「企業ニーズに合った就労（仕事）訓練」（11.6%）の順となっている。



【主要施策】

(1) 就労の推進

○国や県の雇用促進事業との連携をより密にし、雇用を促進するための啓発活動を進めます。

(2) 本市の障害者雇用の推進

○計画的な市職員採用選考試験の実施や多様な任用形態の活用により、民間企業に率先して障害者雇用の推進を図ります。

(3) 障害者の雇用・就労機会の拡充と賃金・工賃*水準の引き上げ

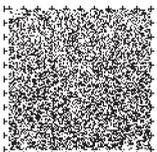
○「障害者優先調達推進法*」の趣旨を踏まえ、市内における障害者雇用を推進している企業や団体への支援や障害者就労施設等の製品の販売支援のいっそうの推進を図ります。

(4) 福祉的就労*の場等の充実

○自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの創出を目的とした福祉的就労*の場等の充実を図ります。

(5) 就業の確保等の総合的な相談機能の拡充

○相談機能の充実を図ることで、就職を希望する特別支援学校*卒業生や就労移行支援*事業所の通所者等の就業を促進します。



6 生活環境の整備

障害者が安心して生活できる住宅の確保や、建築物、公共交通機関等のユニバーサルデザイン*化、バリアフリー*化を促進します。

このことにより、障害のある人みんなの社会参加が促進され、誰もが快適で暮らしやすい生活環境が整ったノーマライゼーション*社会の実現を目指します。

【現状と課題】

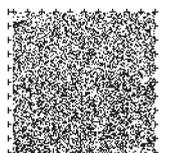
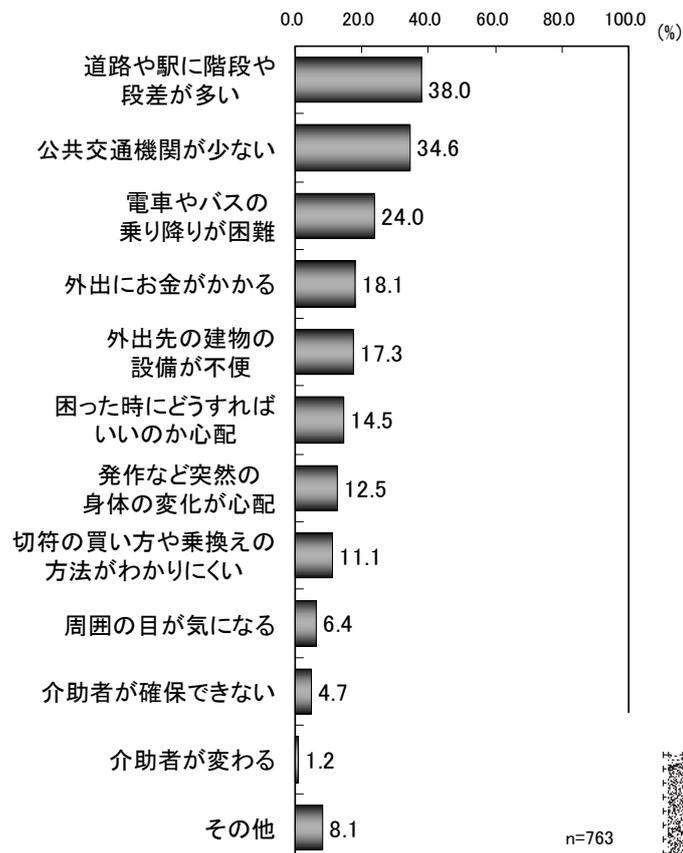
障害者のある人が社会参加する際のさまざまなニーズに対応していくには、長期的で段階を踏んだバリアフリー*化を推進していく必要があります。また、道路や建物等のハード整備だけでなく、外出に付き添う人などボランティア*等の人的な援助体制も構築していくことが重要です。

このほか障害者が地域で自立して生活できる多様な暮らしの場の確保も極めて重要な課題です。

「福祉に関するアンケート調査」結果をみると、以下のような状況です。

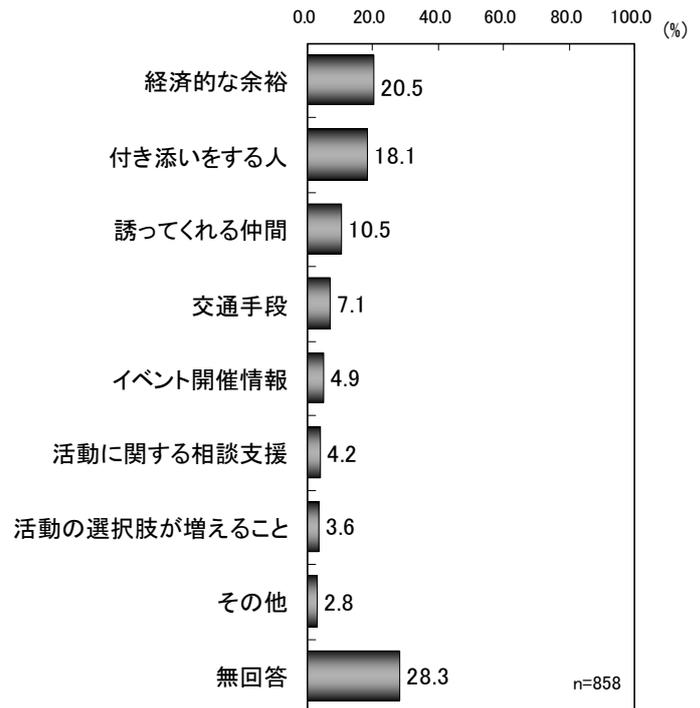
1. 外出する時に困ること ※複数回答

「道路や駅に階段や段差が多い」の38.0%が最も高く、これに「公共交通機関が少ない」の34.6%が続く。以下、割合が高い方から、「電車やバスの乗り降りが困難」(24.0%)、「外出にお金がかかる」(18.1%)、「外出先の建物の設備が不便」(17.3%)、「困った時にどうすればいいのか心配」(14.5%)の順となっている。



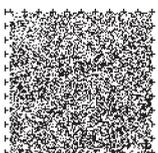
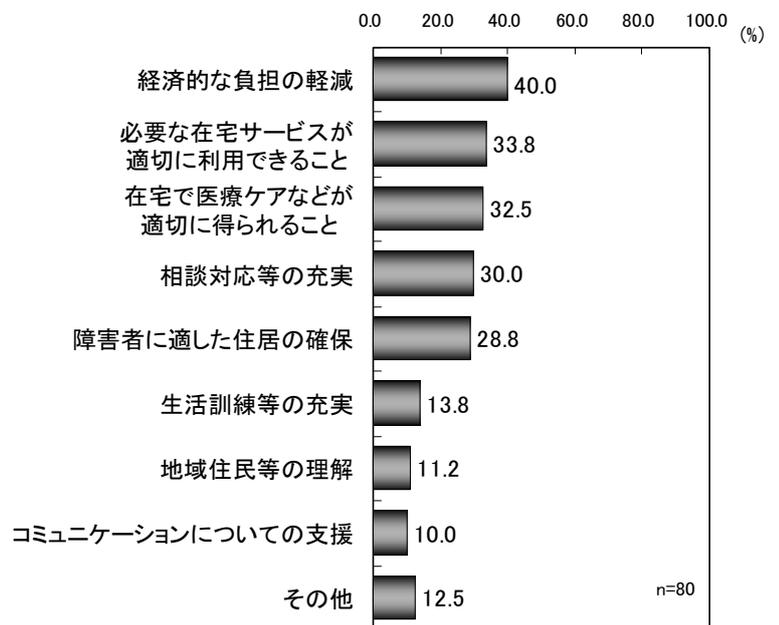
2. 余暇活動や社会活動を行う際に必要なこと

「経済的な余裕」の20.5%が最も高く、これに「付き添いをする人」の18.1%、「誘ってくれる仲間」の10.5%が続いている。



3. 地域で生活するために必要な支援

「福祉施設で暮らしている」と「病院に入院している」と回答した80人に聞いた地域で生活するために必要な支援は、「経済的な負担の軽減」の40.0%が最も多い。以下、回答割合の高い方から、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(33.8%)、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」(32.5%)、「相談対応等の充実」(30.0%)、「障害者に適した住居の確保」(28.8%)の順となっている。



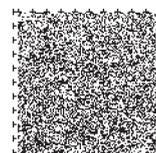
【主要施策】

(1)福祉環境整備の促進

- すべての人が建築物、道路、公園、公共交通機関等が利用しやすくなるよう都市環境の整備を促進します。
- ハード整備だけでなく、人材育成やボランティア*等による協力を促進し、人的支援体制づくりを推進します。

(2)住宅・住環境の整備推進

- 市営住宅等公営住宅における住まいや生活の場の確保を図ります。
- 障害者の住宅の環境整備に関する相談・支援を実施します。



7 コミュニケーションの支援

情報通信の利用しやすさの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等を推進します。

このことにより、障害のある人みんなが、情報を手に入れたり、伝えたりすることができるノーマライゼーション*社会の実現を目指します。

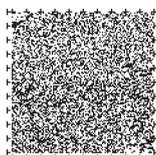
【現状と課題】

携帯電話やスマートフォン、パソコンなど、情報機器や情報伝達技術が日々進歩しています。このことにより、障害の特性に応じた情報の収集や意思疎通の手段は極めて多様化しており、結果として障害者の社会参加の可能性の幅が格段に広がってきています。こういったなかで、日々進歩する情報機器等の利用方法の習得等の支援が重要になってきています。

また、知的障害者にとっての難しい語句の頻繁な使用、視覚障害者のためのテキストデータが添付されていない図表など、情報の受け手側への配慮が足りないケースは極めて多いというのが実情であり、便利な機器はあっても障害者の情報の取得の困難性はまったく改善されていないことも少なくありません。

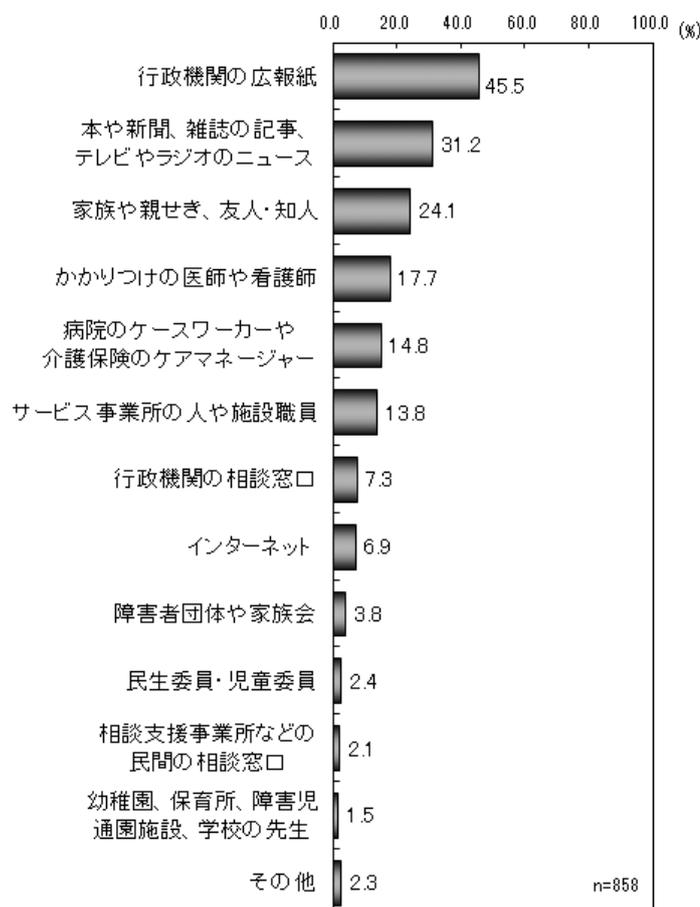
こうした課題を解決していくために、情報の伝達や意思疎通に携わるすべての人たちの意識啓発など、一人ひとりの障害特性に配慮したよりきめ細かい情報環境の整備が必要です。

「福祉に関するアンケート調査」結果をみると、次のような状況です。



1. 障害や福祉サービスの認知経路 ※複数回答

「行政機関の広報紙」の45.5%が最も高い。以下、割合が高い方から、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(31.2%)、「家族や親せき、友人・知人」(24.1%)、「かかりつけの医師や看護師」(17.7%)の順となっている。



【主要施策】

(1) 情報のバリアフリー*化の推進

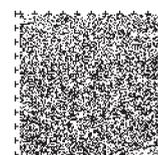
○市政に関する情報について、市のホームページ、広報紙などから障害の有無にかかわらず情報を取得できるためのバリアフリー*化を推進します。

(2) 情報・意思疎通の支援の充実

○手話通訳者*や要約筆記者*の養成・派遣事業の充実を図ります。

○知的障害者や発達障害者*など意思疎通支援*を必要とする障害者への支援について検討します。

○講習会等を開催し、情報の取得や意思疎通が困難な障害者に対する理解の促進に努めます。



8 安心・安全対策の推進

防災・防犯対策の推進や消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。

このことにより、障害のある人みんなが、安心・安全な地域社会の中で生活することができるノーマライゼーション*社会の実現を目指します。

【現状と課題】

平成 23 年 3 月の東日本大震災では、非常に多くの命が失われました。そのなかでも、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に達したとの調査結果もあります。日本列島のいずれの地域でも相応の自然災害のリスクを抱えているというのが実情であり、本市においても万全な障害者の安心・安全対策が求められています。

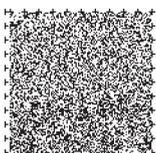
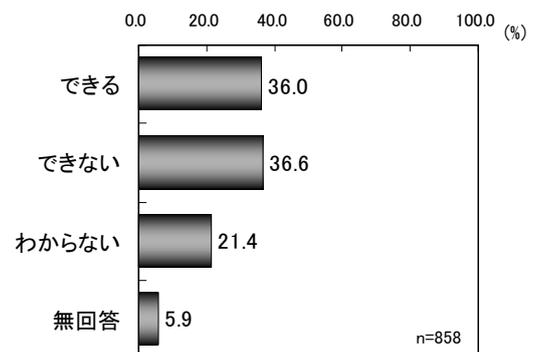
具体的には、障害者の避難支援、安否確認等の仕組みや緊急情報の伝達方法、発災時の障害者の安全確保、災害後の支援策等が課題であり、有効な方策を早急に検討していく必要があります。また、障害者自らも災害時の支援が円滑に受けられるよう、大牟田市災害時要援護者支援制度（ご近所支えあいネット）*への登録など、日頃から孤立しないための取組みや隣近所との関係づくりが重要です。さらに、近年は複雑かつ巧妙化する詐欺等の消費者被害が増加しており、障害者の特性に応じた対応策が求められています。

「福祉に関するアンケート調査」結果をみると、以下のような状況です。

1. 火事や地震等の災害時における単独避難

「できない」の 36.6%が最も高く、これとほぼ同率で「できる」の 36.0%が続いている。

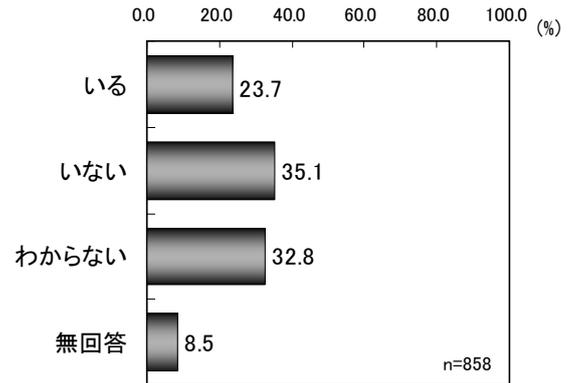
「できない」の割合が相対的に高いのは、「身体障害者手帳*1～2級」（51.4%）、「療育手帳*A判定」（60.3%）となっている。



2. 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、 近所での支援者の有無

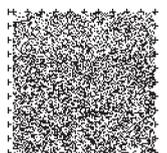
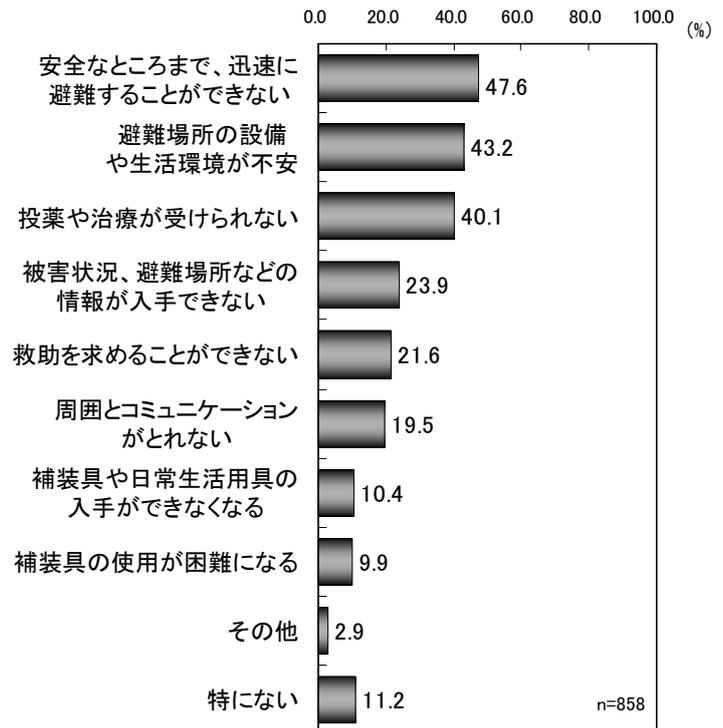
「いない」の35.1%が最も高く、これに「わからない」の32.8%が続いている。

「いない」の割合が相対的に高いのは、「療育手帳*A判定」(56.9%)、「精神障害あり」(46.9%)となっている。



3. 火事や地震等の災害時に困ること ※複数回答

「安全なところまで、迅速に避難することができない」の47.6%が最も高い。以下、割合が高い方から、「避難場所の設備や生活環境が不安」(43.2%)、「投薬や治療が受けられない」(40.1%)、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」(23.9%)の順となっている。



【主要施策】

(1) 災害時の避難・救助体制等の充実

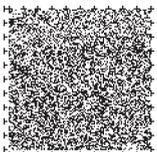
○地震や風水害等の大規模災害に備え、要配慮者本人や地域住民とともに支援体制づくりに努めます。

(2) 災害時の多様な情報伝達の実施

○災害時において電子メール、防災無線、広報車など、さまざまな障害特性に応じた情報伝達手段の多様化に努めます。

(3) 防犯教室等による啓発活動の実施

○障害者が振り込め詐欺などの消費者被害や街頭犯罪等の被害にあわないよう、講座やセミナー等による普及啓発活動を行います。



9 行政サービス等における配慮

市職員等の障害者理解の促進を図るとともに、障害者がその権利を円滑に行使することができるように、選挙等における配慮を行います。

このことにより、障害のある人みんなが、行政機関等による適切な配慮を受けることができるノーマライゼーション*社会の実現を目指します。

【現状と課題】

平成26年1月に障害者権利条約*が批准され、関連する国内法の整備も進む中で、我が国の障害福祉施策は新たな展開を迎えており、市職員等への意識啓発が必要となっています。

市職員等に対し、障害者差別解消法*の周知を図るとともに、研修や働きかけを行い、障害や障害者に対する理解と意識を高めていく必要があります。また、選挙は民主主義の根幹を成すものであり、有権者が政治に参加することのできる最も重要かつ基本的な機会であり、障害者が自らの意思を政治に反映させることができるための環境整備は急務と言えます。

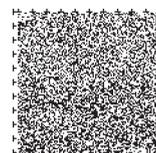
【主要施策】

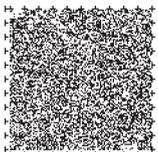
(1) 市役所における配慮及び障害者理解の促進等

- 市役所における事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法*（平成28年4月施行）に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。
- 市職員等の障害者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。

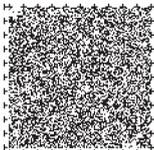
(2) 選挙における配慮

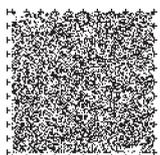
- 投票所の段差解消等の投票環境の向上に努めます。





第 5 章





第5章 重点事業と主な事業

大牟田市障害者計画（平成27年度～31年度）の施策体系に基づく、平成27～31年度に取り組む具体的な事業は、以下の表のとおりです。

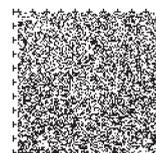
基本方針 1 差別の解消及び権利擁護*の推進

【重点事業】

主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容		
障害を理由とする差別の解消の推進	◆障害者差別解消法*に関する広報啓発 インターネット、広報紙、障害者福祉のしおり等を活用した広報活動を実施するとともに、出前講座や説明会等を通じて、市民の障害に対する理解・関心が深まるよう、障害者差別の解消のための広報・啓発に取り組めます。		
平成31年度の成果指標	平成31年度の目標値	平成25年度の実績値	主管課
まちづくり市民アンケート調査結果での「障害への理解や関心がある」とする割合	50%	—	福祉課

【主な事業】

主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容
1. 障害を理由とする差別の解消の推進	◆障害者雇用促進法*に関する広報啓発 障害者雇用促進法*に規定された雇用分野における障害者に対する差別の禁止や障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置等について、県やハローワークと連携し、広報紙、ホームページ等を活用した広報啓発を実施します。（福祉課）
2. 人権・権利を擁護するための仕組みづくり	◆相談支援事業 障害者や障害児の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービス*の利用支援等の必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行うなど、障害者等が利用しやすい相談支援体制の充実に取り組めます。（福祉課）



◆障害者虐待防止支援事業

大牟田市障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待に関する通報を受け、必要な対応を図るとともに、障害者虐待の未然防止についての周知を図ります。(福祉課)

◆法律相談

弁護士による相談を月2回実施します。(市民生活課)

◆司法書士相談

司法書士による相談を月2回実施します。(市民生活課)

◆法務相談

複雑多様化する生活上の悩みに応じるための専門相談として、行政書士による法務相談を月1回実施します。

(社会福祉協議会)

◆人権何でも相談

人権擁護委員が法務局と連携して、月に1回実施します。(人権・同和・男女共同参画課)

◆福祉サービスに関する苦情等の対応、相談窓口の紹介

福祉サービスに関する苦情に対応すると共に、苦情相談窓口等の紹介を行い、利用者の権利擁護*及びサービスの向上に努めます。(福祉課)

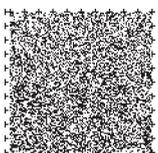
◆日常生活自立支援事業

判断能力が十分でないため適切なサービスを利用することが困難な障害のある人に対して、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を実施します。(社会福祉協議会)

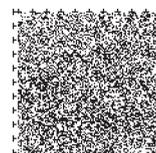
◆各種団体との連携による多様な啓発事業

市民一人ひとりが、人権問題に対する理解と認識を深めるために、講演会や講座等を開催します。

(人権・同和・男女共同参画課、人権・同和教育課)



	<p>◆障害者団体との意見交換や交流などの実施 障害児・者の理解を深めるために、障害者団体との意見交換や交流などを、年1回以上、実施します。(福祉課)</p>
<p>3. 成年後見制度*の周知・普及</p>	<p>◆大牟田市成年後見センター運営事業の周知・普及 大牟田市成年後見センターにおいて、成年後見制度*利用や権利擁護*に関する相談・助言、市民後見人の養成・登録、市民後見人活用による法人後見受任及び市民後見人活動の支援を行い、周知・普及を図ります。 (長寿社会推進課、福祉課、社会福祉協議会)</p>



基本方針 2 生活支援のための環境づくり

【重点事業】

主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容		
地域生活への移行支援	◆地域移行支援*事業 障害者支援施設を利用する人が安心して地域で生活できるように、地域移行支援*計画の作成、相談による不安の解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行うなど、地域生活への移行支援を推進します。		
平成 31 年度の成果指標	平成 31 年度の 目標値	平成 25 年度の 実績値	主管課
平成 25 年度末の施設入所者が地域生活へ移行した割合	12%	—	福祉課

【主な事業】

主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容
1. 相談支援体制の充実	◆相談支援事業(再掲) 障害者や障害児の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービス*の利用支援等の必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行うなど、障害者等が利用しやすい相談支援体制の充実に取り組みます。 (福祉課)
2. 生活を支援するサービスの充実	◆多様な障害福祉サービス*の利用 地域資源である高齢者福祉施設(小規模多機能型居宅介護事業所*等)を障害者が利用し、様々な世代の交流を図ることで、障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう多様なサービスを給付し、その利用を促進します。(福祉課)
	◆ボランティアセンター運営事業 ボランティア*を必要とする人とボランティア*をしたい人を結ぶため、ボランティア*団体及び個人を登録し、ボランティア*の要請があった場合にマッチングを行うとともに、市内の施設等に対してボランティア*のニーズ調査を实



施するなどコーディネート機能の充実に努めます。併せて、新たなボランティア*の発掘や要請を行うため養成講座を実施します。（社会福祉協議会）

◆おおむたキャロットサービス

サポーター登録した協力会員が、日常生活において生活課題を抱えている障害者・高齢者世帯等を対象に、制度の狭間などで公的な福祉サービスでは対応できない支援について、有償ボランティア*制度の生活支援サービス（キャロットサービス）を実施します。（社会福祉協議会）

◆移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者について、個別に社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援の充実を図ります。（福祉課）

◆同行援護事業

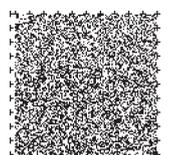
視覚障害児・者に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う同行援護事業の充実を図ります。（福祉課）

◆手話奉仕員等の派遣事業

聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を派遣し、コミュニケーション支援の充実を図ります。（福祉課）

◆日中活動の場の充実

障害福祉サービス*に加え、地域活動支援センター*や高齢者福祉施設（小規模多機能型居宅介護事業所*等）の利用を促進するなど、多様な日中活動の場の充実に努めます。（福祉課）



◆ふれあいサロン事業

校区社協との連携・協力のもと、町内公民館単位等の身近な地域で地域住民が気軽に集える場をつくり、高齢者や障害者などのひきこもり防止や生きがいづくりにつなげ、地域での支援体制づくりを推進します。（社会福祉協議会）

◆就労継続支援事業

通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行う就労継続支援事業の充実に努めます。（福祉課）

◆グループホーム*・福祉ホーム*の整備促進

施設から地域移行のワンステップとして、また、自立した生活ができる場の確保を図るため、グループホーム*・福祉ホーム*の整備促進を図ります。（福祉課）

◆日常生活用具*給付事業

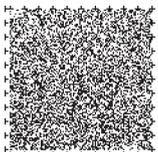
日常生活上の便宜を図るために重度障害者等に給付する日常生活用具*について、その利用を促進します。（福祉課）

◆短期入所事業

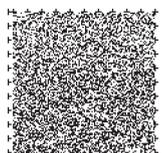
在宅の障害者等の介護者が、病気等により一時的に介護できなくなった時に、障害者等が施設に短期間入所し、入浴や排泄、食事等のサービスを提供する短期入所事業の充実に努めます。（福祉課）

◆生活福祉資金貸付事業

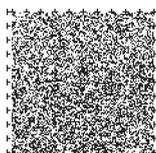
大牟田市社会福祉協議会が行う、低所得の世帯に対し経済的自立と生活意欲の助長、促進を図ることを目的に実施する「生活福祉資金貸し付け事業」の周知と利用促進に努めます。（福祉課、社会福祉協議会）



	<p>◆大牟田市居住支援協議会活動支援事業 居住支援協議会において障害者の住まいについての相談に応じるとともに、所有者に対する障害者への理解促進に取り組みます。（建築住宅課、社会福祉協議会）</p> <p>◆特別障害者手当等の制度の周知 特別障害者手当等の制度を紹介した障害者福祉のしおりやホームページ等により、各種手当制度の周知に努めます。（福祉課）</p> <p>◆重度障害者医療、自立支援医療*（更生医療、精神通院医療、育成医療）制度の周知 障害者が医療機関を受診した場合に、医療費の自己負担相当額の一部を助成する各種医療制度について、障害者福祉のしおりやホームページ等により周知に努めます。（児童家庭課、福祉課）</p>
3. 地域生活への移行支援	<p>◆障害福祉サービス*の利用促進 障害者が、医療機関を退院し、地域等へと移行する際、適切な障害福祉サービス*の利用を促進し、社会復帰を支援します。（福祉課）</p> <p>◆医療保護入院者*の地域移行支援* 医療保護入院した退院可能な精神障害者について、医療機関の退院後生活環境相談員と地域援助事業者との連携を強化し、情報共有を図るとともに、地域移行に向けた支援等を行います。（福祉課）</p>



4. 重度障害児・者への支援	<p>◆重度の障害児・者への障害福祉サービス*の充実</p> <p>重度の障害児・者に、重度訪問介護、行動援護、生活介護及び短期入所等の障害福祉サービス*の利用の促進を図ります。また、グループホーム*などの住まいの場の整備の支援を行います。（福祉課）</p>
5. 情報提供の充実とサービスの質の向上	<p>◆相談支援事業（再掲）</p> <p>障害者や障害児の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービス*の利用支援等の必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行うなど、障害者等が利用しやすい相談支援体制の充実に取り組みます。（福祉課）</p> <p>◆障害者福祉のしおりの充実</p> <p>障害者制度の全般についてまとめ、毎年発行している障害者福祉のしおりについて、改正の内容をわかりやすくするなど内容の充実に努めます。（福祉課）</p> <p>◆出前講座や説明会等の実施</p> <p>障害福祉サービス*に従事する人材の育成と質的向上のために、事業所等へ出前講座や説明会等を開催します。（福祉課）</p>



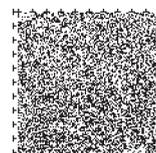
基本方針 3 保健・医療サービスの充実

【重点事業】

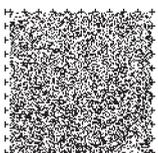
主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容		
精神保健・医療施策の推進	<p>◆地域移行支援*事業・地域定着支援*事業の利用促進</p> <p>受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の退院と社会復帰を促進するため、障害者福祉のしおり、広報等による情報提供を行うとともに、相談支援事業者等との連携により、地域移行支援*事業・地域定着支援*事業の利用を促進します。</p>		
平成 31 年度の成果指標	平成 31 年度の目標値	平成 25 年度の実績値	主管課
地域移行支援事業の利用者数	10 人	0 人	福祉課
地域定着支援事業の利用者数	10 人	1 人	

【主な事業】

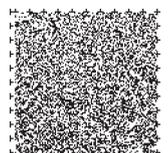
主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容
1. 障害の早期発見	<p>◆発達クリニック</p> <p>乳幼児健診等の結果により、発達の遅れが考えられる乳幼児に対して、月 1 回専門医師による診察相談を行います。 (児童家庭課)</p> <p>◆ことばとこころの相談</p> <p>ことばの発達や行動などが気になる幼児やその保護者に対して、月 5 回心理の専門職による面接を行い、関わり方へのアドバイスや適切な療育機関の紹介を行います。 (児童家庭課)</p> <p>◆サポートノート*の活用</p> <p>発達障害*等があり、支援を必要とする子どもの特徴や接し方などの情報を保護者等が記入し、関係機関に提示することで、適切な支援が受けられることを目的として作成する「サポートノート*」についての周知・配布を行い、その活用を図ります。(児童家庭課)</p>



	<p>◆相談支援事業（再掲） 障害者や障害児の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービス*の利用支援等の必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行うなど、障害者等が利用しやすい相談支援体制の充実に取り組みます。 （福祉課）</p> <p>◆各種がん検診 集団がん検診、医療機関での個別健診を実施します。 （健康対策課）</p> <p>◆地域健康力アップ推進事業 身近な地域で健康づくりの意識の向上に結びつくような取り組みを行います。（健康対策課）</p> <p>◆健康教育、健康相談 健康づくりに関する正しい知識の普及啓発、生活習慣病等に関する相談対応を行います。（健康対策課）</p>
<p>2. 精神保健・医療施策の推進</p>	<p>◆精神保健活動の推進 精神障害者に対する理解を深めるため、全市的な講演会を実施するとともに、9月の自殺予防週間と3月の自殺予防月間に合わせた広報による周知を図ります。また、一般かかりつけ医と精神科医療機関との連携強化を図るため、連携会議を継続し推進します。さらに、「こころの健康相談*」や「いのちの相談窓口」の事業を継続し、精神疾患の予防、早期治療につなげます。（福祉課）</p> <p>◆関係機関との連携 支援を行っている精神障害者の未受診・治療中断者を把握するため、関係機関で定期的に情報交換ができる体制を作り、ケース会議などを通し必要な支援を行います。また、ひきこもりについての正しい理解と援助法について、講演会等を開催し、その周知を図ります。（福祉課）</p>



	<p>◆相談支援事業者等との連携 精神障害者が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業者や関係機関と連携した支援を行います。（福祉課）</p> <p>◆医療保護入院者*の地域移行支援*（再掲） 医療保護入院した退院可能な精神障害者について、医療機関の退院後生活環境相談員と地域援助事業者との連携を強化し、情報共有を図るとともに、地域移行に向けた支援等を行います。（福祉課）</p>
<p>3. 総合的な医療施策・リハビリテーション*の充実</p>	<p>◆知的障がい児・者医療支援プロジェクト 知的障害児・者が身近なところで円滑な医療受診ができるために、医療機関の受け入れ体制の構築や医療内外の環境整備、また、市民への周知啓発、特別支援学校*をはじめとする教育機関での医療教育の実施などについて、当事者の家族、行政、教育関係、医療関係者、社会福祉協議会等で連携して取り組みます。（福祉課、健康対策課、学校教育課指導室、社会福祉協議会）</p> <p>◆自立訓練等の訓練等給付 障害者が医療機関を退院し、地域又は施設へと移行する際に、引き続き維持的リハビリテーション*に取り組めるように、障害者福祉のしおりや広報等を通じて、関係機関及び対象者への情報提供を行い、自立訓練等の訓練等給付の利用による社会復帰を支援します。（福祉課）</p>
<p>4. 保健・医療・福祉の連携強化</p>	<p>◆障害者自立支援協議会*の充実 保健・医療・福祉の関係機関との連携強化を図り、必要に応じてプロジェクト会議を立ち上げるなど、その活動の充実に努めます。（福祉課）</p>



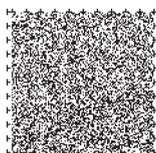
基本方針 4 教育の充実、スポーツ・文化芸術活動の振興

【重点事業】

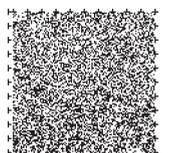
主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容		
相談・支援体制の拡充	<p>◆ふれあい共室*</p> <p>ボランティア*の企画運営による交流事業を通じ、子供たちが学校という場を離れ、世代をこえた人々や背景の異なる人々とのふれあいを通して、障害のある人に対する理解と認識を深め、豊かな人間性や社会性を育むことを目的として実施します。</p> <p>また、ボランティア*が、これら活動の意義を認識し、地域において主体的に活動していくことにより、地域の人々が共に生きていくことのできる社会の形成を図ります。</p>		
平成 31 年度の成果指標	平成 31 年度の 目標値	平成 25 年度の 実績値	主管課
開催回数	9 回	9 回	中央地区公民館
延べボランティア参加者数	250 人	155 人	

【主な事業】

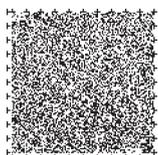
主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容
1. 相談・支援体制の拡充	<p>◆相談支援事業（再掲）</p> <p>障害者や障害児の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービス*の利用支援等の必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行うなど、障害者等が利用しやすい相談支援体制の充実に取り組みます。</p> <p>（福祉課）</p> <p>◆福祉教育の推進</p> <p>児童生徒に対して社会福祉への理解と関心を高めるとともに、児童生徒を通じた家庭及び地域社会への啓発を目的に、市内の学校へ障害者などの福祉当事者をゲストティーチャーとして派遣したり、福祉教材の貸し出しを実施します。また、夏休みを利用して、子どもたちが将来の地域福</p>



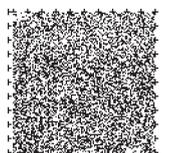
	<p>社の担い手となるよう、小学生を対象とした講座を実施します。（社会福祉協議会）</p> <p>◆学習情報の提供 市民への学習情報の提供方策として「まなびのカタログ*」を活用します。また、学習情報を提供することにより、学習需要の喚起を図ります。（生涯学習課）</p> <p>◆生涯学習ボランティア*登録派遣事業 市民の学習を支援するボランティア*を登録し、市民からの求めに応じてコーディネートを行い派遣する生涯学習ボランティア*登録派遣事業を、生涯学習まちづくり推進本部事業として実施します。（生涯学習課）</p> <p>◆学習機会の充実 行政職員が求めに応じて市民の学習の場に出向いて市政について説明を行なう「出前講座」や、高等教育機関等と連携した「市民大学講座」などを通して、学習機会の充実に努めます。（生涯学習課）</p> <p>様々な課題についての学習機会の充実のため、地区公民館において、各種学習講座（家庭教育支援講座、子ども体験講座、ボランティア*養成講座、地域活動支援・推進に関する講座、高齢者向け講座等）を実施します。 （地域コミュニティ推進課）</p> <p>◆地域、団体及び施設等の活動についての情報提供の支援 地域、団体及び施設等が実施する活動について紹介するため、公民館だよりを発行します。（地区公民館）</p>
2. 早期療育*の充実	<p>◆早期教育相談の充実 教育委員会を窓口として、児童家庭課、児童相談所等の行政機関と幼稚園、保育所、通園施設、小学校、特別支援学校*等の教育施設で大牟田市早期教育相談連絡協議会を設置し、連携を強化することで、就学前からの発達相談や就学相談を行います。（学校教育課指導室）</p>



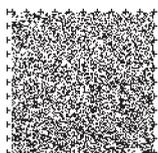
	<p>◆通級指導教室の充実</p> <p>言語や情緒並びに学習面等に障害があるために本来の能力を伸ばしきれていない児童生徒の障害を改善し、学校生活への適応を高め、豊かな人間関係の育成に努めます。また、通級指導教室教職員等の専門家による発達障害*に関する研修を行います。（学校教育課指導室）</p>
<p>3. 幼児期等における共に育つ場及び機会の拡充</p>	<p>◆養護児保育事業</p> <p>障害があるなどの特別な配慮を要する児童が身近な地域で保育所や学童保育所（クラブ）の利用ができるようにし、一般の児童とともに集団保育・生活を行うことで、児童の心身の発達の助長、福祉の推進を図ります。（児童家庭課）</p> <p>◆おもちゃの図書館「くるりん」</p> <p>障害のある子どもも、ない子どもも、おもちゃで遊びながら交流し、育ちあう場として、また、保護者同士の情報交換ができる場として月1回実施します。 （社会福祉協議会）</p> <p>◆幼稚園における障害児の受け入れの支援</p> <p>障害がある等の特別な配慮を要する児童が幼稚園のサービスを利用できるよう、幼稚園等との連携を密にとり、必要に応じて国の補助制度等の活用について助言を行います。保護者からの就学相談は、関係課との連携により的確に対処していきます。また、子ども・子育て支援新制度へ移行する幼稚園等においては、保育所や学童保育所等と同様に養護児保育補助事業を活用して障害児の円滑な受け入れ促進を図ります。（学務課）</p>
<p>4. 学校教育の充実</p>	<p>◆就学指導委員会</p> <p>大牟田市教育委員会において、障害の種類、程度等の判断について、専門的立場から審議する機関として就学指導委員会を設置し、6月と9月の年2回開催します。就学指導委員会は、的確な判断を行うために教育学、医学、心理学等各方面の専門家から構成し、総合的な観点から判断を</p>



	<p>します。また、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育をうけることができるように、就学先についての保護者への説明並びに保護者の意見等を踏まえながら、就学相談等を行います。（学校教育課指導室）</p> <p>◆特別支援教育研修会 各学校における特別支援教育*の充実のために、各学校の特別支援教育担当者による大牟田市特別支援教育担当者会を組織し、専門家の講話や実践発表、授業を通じた研修会を開催することにより、教職員の専門性を高めていきます。また、事例研究の場を設け、実践的な研修の充実を図ります。（学校教育課指導室）</p> <p>◆障害児の受診指導の推進 特別支援学校*等での健康診断を学習の場としてとらえ、児童生徒への医療受診の模擬体験等（DVD や絵カード等を使った事前指導等）を取り組みます。（学校教育課指導室）</p>
<p>5. 学校等のバリアフリー*の充実</p>	<p>◆学校建設事業(再編分)学校再編整備 学校建設事業(再編分)学校再編整備で建て替える体育館に障害者用トイレやスロープを設置します。（教育総務課）</p> <p>◆特別支援教育支援員*活用事業 市立小・中学校において、発達障害*、肢体不自由等の障害がある児童生徒の学校生活上の介助や学習活動上の支援を行うため、特別支援教育支援員*の派遣を行います。（学校教育課）</p> <p>◆医療的ケアの実施 大牟田特別支援学校*に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対応するため、看護師資格を有する非常勤職員を配置し、安全な教育環境の整備を図ります。（学校教育課）</p>



	<p>◆施設のバリアフリー*化の充実</p> <p>福岡県福祉のまちづくり条例に基づき、一定規模以上の施設の新築時等においてバリアフリー*化に関する審査・検査を行い、ハード面からのバリアフリー*化の充実を図ります。（建築指導課）</p>
<p>6. 学校卒業後の多様な進路の確保</p>	<p>◆障害児進路指導連絡協議会</p> <p>大牟田市教育委員会を窓口として、障害者就業・生活支援センター*、福祉課、社会福祉協議会、中学校、特別支援学校*等の関係者で大牟田市障害児進路指導連絡協議会を設置し、障害のある生徒の進路や就学について連携協力し、障害児の校外学習や雇用確保等の充実を図ります。</p> <p>（学校教育課指導室）</p> <p>◆関係機関との連携</p> <p>学校卒業予定の生徒について、障害者就業・生活支援センター*、ハローワーク、相談支援事業者等との連携を図り、情報を共有するとともに進路確保に向けた調整を行います。（福祉課）</p>
<p>7. スポーツ・文化芸術活動の振興</p>	<p>◆スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、スポーツ大会開催事業</p> <p>障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室を開催するとともに、文化芸術活動の促進を図ります。また、障害者スポーツの普及とスポーツを通じた交流を深めるため、障害者スポーツ大会を開催します。（福祉課）</p>



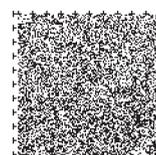
基本方針 5 雇用と就労の充実、経済的自立の支援

【重点事業】

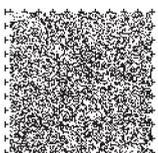
主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容		
就業の確保等の総合的な相談機能の拡充	◆福祉施設利用者の一般就労*への支援 障害者就業・生活支援センター*と連携し、福祉施設を利用している障害者の一般就労*への移行を推進するため、就労移行支援*事業の利用を推進します。		
平成31年度の成果指標	平成31年度の目標値	平成25年度の実績値	主管課
福祉施設利用者の一般就労移行者数	24人	12人	福祉課

【主な事業】

主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容
1. 就労の推進	◆就労支援情報の提供事業 国、県等による障害者の職業訓練、就職面談会等の広報を行います。（福祉課）
2. 本市の障害者雇用の推進	◆大牟田市職員採用選考試験等の実施 障害者を対象とした市職員採用選考試験を実施するとともに、多様な任用形態（嘱託員等）の活用により、身体、知的または精神障害などの障害のある人の確保に努めます。（人事課） ◆障害者雇用優良事業所*の表彰 大牟田市雇用問題協議会（会長：大牟田市長）において、障害者雇用優良事業所*を表彰し、障害者雇用の推進を図ります。（大牟田市雇用問題協議会、福祉課）
3. 障害者の雇用・就労機会の拡充と賃金・工賃*水準の引き上げ	◆障害者優先調達の推進 「大牟田市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針」*に基づき、障害者就労施設等から提供可能な物品等について情報収集を行うとともに、障害者優先調達推進連絡会議において全庁的な取組みを推進します。（福祉課）



<p>4. 福祉的就労*の場等の充実</p>	<p>◆就労継続支援事業の充実（再掲）</p> <p>通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行う就労継続支援事業の充実に努めます。（福祉課）</p>
<p>5. 就業の確保等の総合的な相談機能の拡充</p>	<p>◆福祉施設利用者の一般就労*への支援（再掲）</p> <p>障害者就業・生活支援センター*と連携し、福祉施設を利用している障害者の一般就労*への移行を推進するため、就労移行支援*事業の利用を推進します。（福祉課）</p>



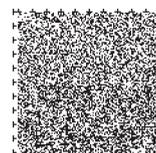
基本方針 6 生活環境の整備

【重点事業】

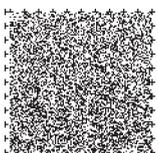
主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容		
福祉環境整備の促進	◆公園及び公園施設のバリアフリー*化整備 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例に沿った、公園及び公園施設の整備を行うことにより、バリアフリー*化を推進します。		
平成 31 年度の成果指標	平成 31 年度の 目標値	平成 25 年度の 実績値	主管課
バリアフリー*化率	駐車場：60%	駐車場：53.8%	都市計画・公園課

【主な事業】

主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容
1. 福祉環境整備の促進	◆人にやさしい公共施設のあり方検討委員会 公共施設の新築及び大規模改修等を行う際の計画段階において、関係部局が連携して、施設計画に関する指導・助言を行うことにより一層のバリアフリー*化とユニバーサルデザイン*の推進を図ります。（保健福祉総務課） ◆施設のバリアフリー*化の充実（再掲） 福岡県福祉のまちづくり条例に基づき、一定規模以上の施設の新築時等においてバリアフリー*化に関する審査・検査を行い、ハード面からのバリアフリー*化の充実を図ります。（建築指導課） ◆交通安全施設整備事業 歩道の段差や急勾配など通行に支障となっている箇所の改良、及び視覚障害者誘導ブロックが必要な箇所への設置等について、関係者と協議しながら整備を推進します。 （土木建設課）



	<p>◆交通バリアフリー基本構想*の推進 人に優しいまちづくりを推進するため、「交通バリアフリー基本構想」*に基づき、歩道、鉄道駅、バス停等のバリアフリー*化を進め、誰もが快適に生活できる都市空間の整備を促進します。（都市計画・公園課）</p> <p>◆路外駐車場のバリアフリー*化の促進 福岡県福祉のまちづくり条例*に基づき、不特定かつ多くの人が利用する路外駐車場の新設・改良等において、届出が必要となる施設の審査・検査を行い、ハード面からのバリアフリー*化を促進します。（都市計画・公園課）</p> <p>◆市民活動補助事業 NPO*や市民活動団体等の活動基盤を強化し、活動領域の拡大を図るための市民活動補助事業を実施します。また、市民活動の担い手づくりや団体のネットワークづくりのための講座や研修を開催します。国・県等の助成金情報、講座等の開催状況のほか、企業の社会貢献活動の情報を発信します。（生涯学習課）</p>
2. 住宅・住環境の整備推進	<p>◆公営住宅等建設事業 居住水準の低い市営住宅の建て替えを行い、障害者に生活しやすいバリアフリー*化した住宅を整備します。（建築住宅課）</p> <p>◆大牟田市居住支援協議会活動支援事業（再掲） 居住支援協議会において障害者の住まいについての相談に応じるとともに、所有者に対する障害者への理解促進に取り組みます。（建築住宅課、社会福祉協議会）</p>



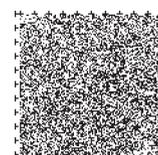
基本方針 7 コミュニケーションの支援

【重点事業】

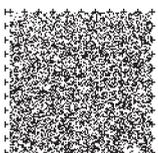
主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容		
情報・意思疎通の支援の充実	◆手話奉仕員等の派遣事業及び手話通訳設置事業 聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を派遣し、また、福祉課に手話通訳者*を設置する事業を行うなど、コミュニケーション支援の充実を図ります。		
平成 31 年度の成果指標	平成 31 年度の 目標値	平成 25 年度の 実績値	主管課
手話通訳者*設置に係る相談件数 手話・要約筆記奉仕員派遣件数	900 件／年 250 件／年	882 件／年 194 件／年	福祉課

【主な事業】

主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容
1. 情報のバリアフリー*化の推進	◆大牟田市公式ホームページの充実 市の公式ホームページについて、誰でもが分かりやすく、使いやすいホームページとするため、利用者の視点に立ったデザインやサイト構成にするとともに、ウェブアクセシビリティ*に配慮したコンテンツ（情報内容）の充実を図ります。（情報化推進室）
2. 情報・意思疎通の支援の充実	◆手話奉仕員養成講座 聴覚障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手話奉仕員養成講座の充実を図ります。（福祉課） ◆朗読奉仕員養成講座 視覚障害者の自立と社会参加の促進を図るため、朗読奉仕員養成講座の充実を図ります。（福祉課） ◆点訳奉仕員養成講座 視覚障害者の自立と社会参加の促進を図るため、点訳奉仕員養成講座の充実を図ります。（福祉課）



	<p>◆発達障害*についての支援</p> <p>障害者自立支援協議会*において、発達障害児・者への支援のあり方について検討し、支援体制の確立に努めます。 (福祉課)</p> <p>◆理解促進研修・啓発の実施</p> <p>インターネット、広報紙、障害者福祉のしおり等を活用した広報活動を実施し、障害者やその家族に対して情報を提供するとともに、啓発パンフレット等を作成し、市民に対して障害に関する理解を深めるための啓発に努めます。 (福祉課)</p>
--	--



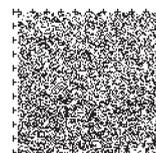
基本方針 8 安心・安全対策の推進

【重点事業】

主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容		
災害時の避難・救助体制等の充実	◆防災訓練・防災研修 地域における防災訓練・防災研修の支援を行います。支援にあたっては、障害者施設職員を対象とした防災講座や、関係団体の協力のもと障害者等の要配慮者を含めた地域での防災訓練等を実施します。		
平成 31 年度の成果指標	平成 31 年度の 目標値	平成 25 年度の 実績値	主管課
障害者等の要配慮者を含む 防災訓練等の回数	3 回／年	2 回／年	防災対策室

【主な事業】

主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容
1. 災害時の避難・救助体制等の充実	◆大牟田市災害時等要援護者支援制度（ご近所支えあいネット）* 災害時に支援が必要である人が市に登録し、その情報を地域と共有することで、日頃からの見守り体制を強化する「大牟田市災害時等要援護者支援制度」において、障害者の登録を促進します。（地域福祉推進室）
2. 災害時の多様な情報伝達の実施	◆災害時における多様な情報伝達 災害情報の伝達については、愛情ねっと*（メール配信システム）、防災行政無線*（屋外拡声器・戸別受信機）、広報車等を活用し、様々な障害特性に応じた伝達手段の多様化を図ります。これらの情報が容易に取得できるよう、地域の防災講座で紹介します。（防災対策室）
3. 防犯教室等による啓発活動の実施	◆消費生活相談事業 専門相談員による消費生活相談を実施します。 （市民生活課） ◆出前講座等による啓発 出前講座や消費者講座等による啓発を行います。 （市民生活課）



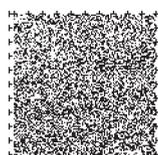
基本方針 9 行政サービス等における配慮

【重点事業】

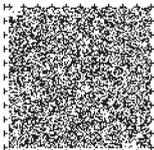
主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容		
市役所における配慮及び障害者理解の促進等	<p>◆障害者差別解消法*に基づく合理的配慮*</p> <p>国の基本方針や国の行政機関等が作成する対応要領を参考にしながら、合理的配慮*の提供に関する基本的な考え方、合理的配慮*の提供の好事例、相談体制等について定める対応要領等を作成し、必要かつ合理的な配慮を推進します。</p> <p>また、人材育成推進室と連携し、合理的配慮*の提供等について市職員等を対象とした研修を実施し、市職員等の障害に対する理解の促進を図ります。</p>		
平成 31 年度の成果指標	平成 31 年度の 目標値	平成 25 年度の 実績値	主管課
管理・監督職の合理的配慮* に関する理解度	100%	—	福祉課

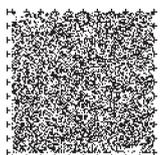
【主な事業】

主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容
1. 市役所における配慮及び障害者理解の促進等	<p>◆障害者差別解消法*に基づく合理的配慮*（再掲）</p> <p>国の基本方針や国の行政機関等が作成する対応要領を参考にしながら、合理的配慮*の提供に関する基本的な考え方、合理的配慮*の提供の好事例、相談体制等について定める対応要領等を作成し、必要かつ合理的な配慮を推進します。</p> <p>また、人材育成推進室と連携し、合理的配慮*の提供等について市職員等を対象とした研修を実施し、市職員等の障害に対する理解の促進を図ります。（福祉課）</p>
2. 選挙における配慮	<p>◆投票所における段差解消等の投票環境の向上</p> <p>移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー*化、2 階に設置している投票所の見直し、障害者の利用に配慮した投票設備、イラストボードの活用による投票補助等、投票所における投票環境の更なる向上に努めます。（選挙管理委員会）</p>



第 6 章





第 6 章 計画の推進

第 4 章に示した主要施策を以下の手法で推進し、「一人ひとりが尊重され、ともに参加し、ともに暮らせるまち～ノーマライゼーション*社会の実現～」を目指します。

1 連携・協力の確保と地域で支える体制づくりの促進

障害者施策を一体的に推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、関係部署の密接な連携・協力を図るとともに、福岡県や近隣市町との連携・協力体制のいっそうの強化を図ります。また、取組みの実施にあたっては、行政と地域住民、社会福祉協議会、企業ボランティア*を含めた民間福祉団体との協働による福祉活動の展開と、地域における推進体制の構築を積極的に促進します。

2 広報・啓発活動の推進

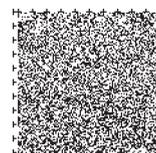
障害のある人が住み慣れた地域で普通に暮らしていくために、障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深める広報・啓発活動、障害及び障害者理解の促進のための取組み、ボランティア*活動等の推進のための取組みを、行政、社会福祉協議会、企業、NPO*等と連携して推進します。

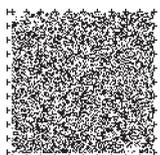
- 障害者週間*・人権週間などでの啓発事業
- 当事者参加による啓発
- 広報媒体を通じた啓発

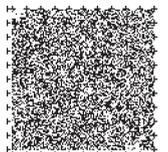
3 進捗状況の管理及び評価

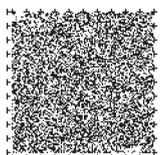
事業や取組みの進捗管理については、障害者基本法*第 36 条第 4 項の規定に基づく合議制の機関である「大牟田市障害者計画推進委員会」が本計画の実施状況の点検・評価を行います。

また、「大牟田市障害者自立支援協議会*」と連携し、障害者の実態や意見も把握しながら、本計画を推進します。









1 大牟田市障害者計画推進委員会

(1) 大牟田市障害者計画推進委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第5項において準用する同条第3項の規定に基づき、同条第4項の規定により本市に設置する大牟田市障害者計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉、医療若しくは経済に関する団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者
- (3) 公募による市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 大牟田特別支援学校の校長又は教諭

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に支障があると認めるとき、又は特に必要があると認めるときは、当該委員を解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

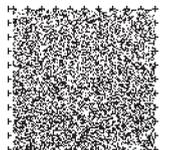
第6条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

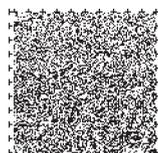
付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



(2) 大牟田市障害者計画推進委員会名簿

	区分	氏名	所属団体等	
委員長	医療機関	蓮澤浩明	大牟田医師会 (前々会長)	
副委員長	学識経験者	轟木健市	帝京大学福岡医療技術学部 (講師)	
委員	福祉	内田勉	大牟田市社会福祉協議会 (参事)	
		永吉弘恵	大牟田市民生委員・児童委員協議会 (監査)	
		叶義文	大牟田市障害者協議会 (理事長)	
		増田佳子	大牟田市障害者協議会 (知的障害児者と保護者・家族の会会長)	
		古賀敬之	大牟田市障害者協議会 (障害者生活支援センター ハーツ所長)	
		小島弘己	大牟田市障害者協議会 (障害者就業・生活支援センターほっとかん センター長)	
		大場和正	大牟田市障害者協議会 (大牟田市身体障害者福祉協会連合会会長)	
		杉野有美子	大牟田市ボランティア連絡協議会 (会長)	
	その他団体	井上照明	大牟田商工会議所 (専務理事)	
	市民公募	堺扶二子		
		前田カズ子		
	行政機関	堤嘉彦	大牟田公共職業安定所 (統括職業指導官)	
		寺本健彦	大牟田特別支援学校 (教諭)	
			15名	



2 大牟田市障害者計画庁内委員会

(1) 大牟田市障害者計画庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 大牟田市障害者計画（以下「計画」という。）の策定及び推進のため、大牟田市障害者計画庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画の策定及び推進に関する庁内の連携及び調整に関すること。
- (2) その他計画の策定及び推進に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員長には、保健福祉部調整監をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長が認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

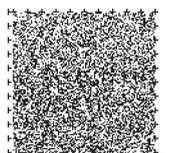
第5条 委員会の業務に関する事務を処理させるため、保健福祉部福祉課に事務局を置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会で協議の上、委員長が別に定める。

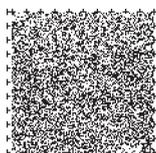
付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。



(2) 大牟田市障害者計画庁内委員会名簿

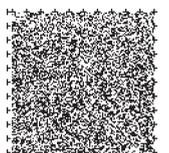
	区 分	職 名	氏 名
1	委員長	保健福祉部 調整監	甲斐田みゆき
2	委 員	保健福祉部 保健所長	佐藤敏行
3		企画総務部 総合政策課長	中島敏信
4		市民協働部 地域コミュニティ推進課長	中村珠美
5		市民協働部 人権・同和・男女共同参画課長	山形秀昭
6		都市整備部 建築指導課長	青木邦敏
7		都市整備部 防災対策室長	猿渡隆弘
8		保健福祉部 保健福祉総務課 地域福祉推進室長	岩成寿美
9		保健福祉部 長寿社会推進課長	井上泰人
10		保健福祉部 児童家庭課長	桑原正彦
11		教育委員会事務局 学校教育課指導室長	新木勝憲



3 計画策定の経過

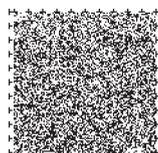
(1) 大牟田市障害者計画推進委員会

開催日	内 容
平成26年5月8日(木)	第1回 大牟田市障害者計画推進委員会 (1) 大牟田市障害者計画の策定について (2) ニーズ調査の実施について (3) 今後のスケジュールについて (4) その他
平成26年8月1日(金)	第2回 大牟田市障害者計画推進委員会 (1) 大牟田市障害福祉計画(第3期)の総括について (2) ニーズ調査の実施について (3) その他
平成26年10月14日(火)	第3回 大牟田市障害者計画推進委員会 (1) ニーズ調査の結果について (2) 大牟田市障害者計画素案について (3) その他
平成26年11月10日(月)	第4回 大牟田市障害者計画推進委員会 (1) 大牟田市障害者計画(案)について (2) 第4期大牟田市障害福祉計画(案)について (3) パブリックコメントの実施について (4) その他
平成26年12月22日(月)	第5回 大牟田市障害者計画推進委員会 (1) 第4期大牟田市障害福祉計画(案)について (2) その他
平成27年2月6日(金)	第6回 大牟田市障害者計画推進委員会 (1) パブリックコメントの結果について (2) 大牟田市障害者計画(平成27年度~31年度)(最終案)について (3) その他



(2) 大牟田市障害者計画庁内委員会

開催日	内 容
平成26年7月22日(火)	第1回 大牟田市障害者計画庁内委員会 (1) 次期大牟田市障害者計画の策定について (2) 大牟田市障害者計画(平成18年度~25年度)の総括について (3) ニーズ調査の実施について (4) その他
平成26年10月6日(月)	第2回 大牟田市障害者計画庁内委員会 (1) ニーズ調査の結果について (2) 大牟田市障害者計画素案について (3) その他
平成26年11月4日(火)	第3回 大牟田市障害者計画庁内委員会 (1) 大牟田市障害者計画(案)について (2) パブリックコメントの実施について (3) その他
平成27年1月30日(金)	第4回 大牟田市障害者計画庁内委員会 (1) パブリックコメントの結果について (2) 大牟田市障害者計画(平成27年度~31年度)(最終案)について (3) その他



4 大牟田市障害者計画(平成27年度～31年度)(案)についての パブリックコメント(意見募集)結果

「大牟田市障害者計画(平成27年度～31年度)(案)」についてのパブリックコメント(意見募集)を行いました。

お寄せいただいた117件のご意見については、大牟田市障害者計画(平成27年度～31年度)に反映させるもの、本計画の推進に当たっての参考意見とするもの、その他の意見・要望等として今後の参考とさせていただくもの、とに分類・集約させていただきました。

提出された意見の概要と、意見に対する対応や市の考え方は、以下のとおりです。

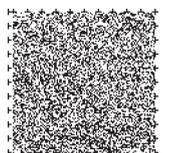
(1)「大牟田市障害者計画(平成27年度～31年度)」に反映させたもの

①「第3章 計画の基本的な考え方」及び「第4章 主要施策」に関するもの

ページ	項目	意見の概要	市の考え方
21 49	9 行政サービス等における配慮	「市職員等の障害者理解の促進に努める」はなぜ、理解の促進に努めるという文言なのか。 「努める」という文言は通常、努力義務に過ぎない場合に用いる表現であり、市としてはする気がないという印象を受けるので、「図る」というような断定の用語にすべきではないか。	本計画中に、「市職員等の障害者理解の促進に努める」と「市職員等の障害者理解の促進を図る」の表現があるため、ご意見も踏まえ、「市職員等の障害者理解の促進を図る」に統一します。

②「第5章 重点事業と主な事業」に関するもの

ページ	項目	意見の概要	市の考え方
53	基本方針1 差別の解消及び 権利擁護の推進 2. 人権・権利を 擁護するための 仕組みづくり	障害児・者の理解を深めるために、市内の障害児・者団体との交流を年1回実施することを計画に入れてください。	障害児・者の置かれた現状を正しく理解するためにも、関係する団体の方々との意見交換の機会は重要であると認識しており、現在も、障害者団体との意見交換等を行っているところです。 このため、「◆障害者団体との意見交換や交流などの実施 障害児・者の理解を深めるために、障害者団体との意見交換や交流などを、年1回以上、実施します。(福祉課)」を追加します。



74	基本方針9 行政サービス等 における配慮 2. 選挙における 配慮	選挙における配慮の項目が、投票所の段差解消等の環境向上のみ書かれていますが、全ての障害がある人へ配慮していただけるよう、お願いします（例えば、知的に障害がある人には指さしボード等の活用他、人的支援）。	ご意見を踏まえ、「移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、2階に設置している投票所の見直し、障害者の利用に配慮した投票設備、イラストボードの活用による投票補助等、投票所における投票環境の更なる向上に努めます。」に修正します。
----	---	--	---

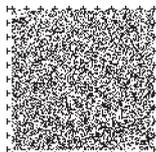
(2)計画の推進にあたり参考意見とするもの

①「第2章 障害者の現況」に関するもの

ページ	項目	意見の概要	市の考え方
12	1 障害者の現況（平成23年度～25年度） (6)大牟田特別支援学校（高等部）における卒業時の進路状況	特別支援学校の年13、14人の進路しか書かれていません。 支援学級の子の進路、就学先や就学後の調査内容が載っていません。 それらの進路状況のまとめがなく、まとめられる部署などが本市ではないのでは、安心して進路相談できない状況を書いてほしい。	特別支援学級に在籍する生徒の進路は、保護者が学校等と相談をしながら対応しており、その結果は教育委員会も報告を受けています。 (5)は、就学の状況としての視点から、大牟田特別支援学校の児童・生徒数の推移と特別支援学級に通う児童・生徒数の推移を記載したものです。 (6)は、特別支援教育の修了時における進路という視点で、大牟田特別支援学校（高等部）における卒業時の進路状況を記載しているものです。

②「第3章 計画の基本的な考え方」に関するもの

ページ	項目	意見の概要	市の考え方
18	1 基本理念 (2)基本理念と基本目標	親亡き後のことで不安があります。 言葉で伝えられない人、話せても伝えられない人、いろいろな人達がありますが、そのような人達が代わりに伝える人がいなくなった後、どのように相談やサービスを使っていくとお考えですか。 書かれてあるように、全ての障害者が安心して暮らせるよう、つながりも含めて考えてもらえるようお願いします。	いただいたご意見も参考に、全ての障害者が安心して暮らせるよう、基本理念と基本計画に基づき、計画を着実に推進していきます。

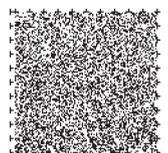


③「第4章 主要施策」に関するもの

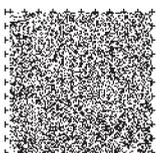
ページ	項目	意見の概要	市の考え方
35	4 教育の充実、スポーツ・文化芸術活動の振興 3. 余暇活動や社会活動	グラフに、今後したい活動が、「特に何もしていない、特にない」が半数なのを見ても、障害児・者が、本市ではほとんど家で閉じ込められて、外出やしたいことがないということが表れていると思います。 閉じ込められた現状を認識してはいかがでしょうか。	余暇活動や社会活動は、「特に何もしていない、特にない」の意見が一番多い結果となっております。そのため、主要施策で「障害者がさまざまなスポーツや文化活動参加できるよう活動機会の拡大を図ること」としております。
49	9 行政サービス等における配慮	「市職員等の障害者理解の促進に努めるとともに」という記載について、市職員等の「等」とは具体的に誰を指すのか。	正規職員以外の、臨時職員や嘱託員など市行政内部で働く全ての人を指します。

④「第5章 重点事業と主な事業」に関するもの

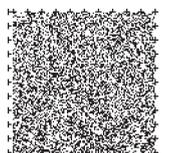
ページ	項目	意見の概要	市の考え方
51	基本方針1 差別の解消及び権利擁護の推進 2. 人権・権利を擁護するための仕組みづくり	重度の知的障害のある息子と二人暮らしです。 昨年、私が入院、手術を体験した際に、身寄りや保証人がなく不安な思いをしました。 ぜひ、新たに障害者家族、片親家族等への支援体制というものを取り入れていただきますよう、よろしく願いいたします。	現在、本市には3か所の相談支援事業所があり、相談支援事業として、障害者や障害児の保護者等からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行っております。この事業の周知も含め、相談支援体制の充実を図ります。
54	基本方針2 生活支援のための環境づくり 1. 相談支援体制の充実	障害児・者がいる保護者等は、相談に出かけるまでが、まず一苦労です。 行政の方から、是非、出向いて来ていただきたいと思えます。 施設毎に丹念に巡回するのもいいし、健診後の家庭訪問等もあるでしょう。 その立場に沿って寄り添い、耳を傾け、工夫を凝らしていただきたいです。	相談支援事業は相談支援事業者に委託し、必要に応じて戸別訪問を行っています。今後も、障害者や障害児の保護者等の相談希望に添えるよう、相談支援事業者、サービス提供事業者、医療機関等との連絡調整を行うなど、相談支援体制の充実を図ります。



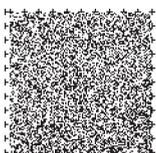
54	<p>基本方針2 生活支援のための環境づくり</p> <p>2. 生活を支援するサービスの充実</p>	<p>「小規模多機能型居宅介護事業所等を障害者が利用し」とありますが、一度、障害者を招待されるイベントがあり参加しましたが、老人と障害者が一緒に過ごすことは根本的に無理だと感じました。</p> <p>中・軽度の知的障害児・者は、ほとんどの人が家庭での生活ができますが、最重度の人は常時見守りが必要です。</p> <p>小規模多機能型居宅介護事業所等で、常時見守り、直接支援ができますか。それに対応する職員数はいますか。(2件)</p>	<p>基準該当障害福祉サービスとして利用できる小規模多機能型居宅介護事業所等は、人員配置基準や、障害福祉サービス事業所などから必要な技術的助言を受ける等の、一定の基準を満たした施設です。</p> <p>小規模多機能型居宅介護事業者は2事業者があり、現在、利用者もおられます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
		<p>ボランティアセンター運営事業、登録派遣事業について、ボランティアの方々がいらっしゃること、これは大牟田の未来に光が指していると思います。</p> <p>ボランティアの研修に、発達障害がある人達への具体的な関わり方や工夫の仕方を加えていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、障害者団体等と連携し事業の充実に努めていくとともに、発達障害がある人やその家族に対する支援の充実を図っていきます。</p>
55		<p>移動支援事業は、長時間の利用や土曜日、日曜日が利用しにくいいため、関係事業所へ(改善を)働きかけてください。</p> <p>同行援護事業について、「視覚障害児・者に対して」とありますが、知的障害者の余暇活動の充実を図ること等を目的として、知的障害者を対象とした同行援護事業もあれば良いと思います。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、利用者にとってより良い移動支援事業となるよう、取組を進めていきます。</p> <p>屋外での移動が困難な知的障害者については、移動支援事業を実施しています。</p>
56		<p>ふれあいサロン事業ですが、高齢者や大人はありますが、障害児のサロンと、その親のサロンがないので、充実してください。</p> <p>また、「地域住民が気軽に集える場をつくり、障害者などのひきこもり防止や生きがいづくり」とありますが、知的障害者は含まれているのでしょうか。(2件)</p>	<p>お尋ねの「障害者」には当然、知的障害者も含まれています。</p> <p>いただいたご意見を参考に、ふれあいサロン事業を推進していきます。</p>



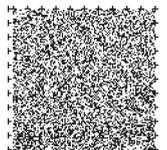
56		<p>グループホーム、福祉ホームでは、重度の知的障害がある場合等は不安定になることも多く、夜間の勤務者が必要だと思いますが、夜勤の職員の配置は考えておられるのでしょうか。目標となる数値を計画に組み込んでください。夜間、職員がいないグループホームや高齢者多機能事業所では、無理があると思います。(3件)</p>	<p>すべての障害者がグループホーム、福祉ホームに入所するという考え方ではなく、地域移行が可能な人が対象と考えています。</p>
58	<p>基本方針2 生活支援のための環境づくり 4. 重度障害児・者への支援</p>	<p>親亡き後、身寄りがない等、重い障害者の介護付入所施設の拡充を入れてください。高齢になった障害者も安心して生活していけるような場を作っていただけるようよろしくお願いします。(16件)</p> <p>大牟田には、他市の短期入所ができる施設に比べると、建物も古く、安心して預けられる場所が少ないと思います。 また、受け入れも少ないので、急をお願いしたい時などに定員の関係で無理なことも多いので、市内で安心してお願いできる短期入所ができる施設の充実をお願いいたします。</p>	<p>親亡き後や身寄りがない障害者が、安心して生活できるよう施設の入所も含めて支援していきます。</p> <p>ご意見の通り、障害者が安心して地域で生活できるよう、短期入所事業の充実に努めます。</p>
	<p>基本方針2 生活支援のための環境づくり 5. 情報提供の充実とサービスの質の向上</p>	<p>情報提供については、利用頻度が高い福祉サービスや重要性の高い制度等を中心に、保護者や介護者を対象とした説明会や講習会を開催し、利用可能な制度の概要や利用の仕方を具体的に説明するなど、より多くの方への積極的な情報提供を望みます。</p> <p>障害者福祉のしおりについては、様々な障害や年代の方への説明が1冊になっているので、少なくとも子供や未成年を対象としたものと、成人以降の方を対象としたしおりがあれば、よりわかりやすいのではないのでしょうか。 また、障害者福祉のしおりの配付方法については、どのような方法がとられているのでしょうか。 大変役に立つものだと思うので、多くの方が利用できればよいと思います。</p>	<p>ご意見は今後の事業の推進にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>障害者福祉のしおりは福祉課の窓口のほか、地区公民館などの公共施設でも配布しています。 ご意見を参考に、様々な年代の方でも分かりやすい障害者福祉のしおりの作成に努めていきます。</p>



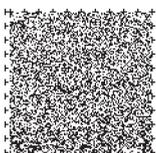
58		<p>障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所が障害児・者に知られ、利用されていないのを見てもわかるように、情報提供のルートが本市では確立していません。</p> <p>また、障害児・者から発信したいものを発信するルートがなく、行政と当事者との連携がうまくいっていないので、情報ルートの確立を盛り込んでください。</p>	<p>相談支援事業所等が認知され利用していただくことで、双方向からの情報発信がより良いものになると考えられますことから、多くの方に知っていただくよう、わかりやすい情報提供に努めます。</p>
59	<p>基本方針3 保健・医療サービスの充実 1. 障害の早期発見</p>	<p>乳幼児検診等で、何か気になることを指摘された後には、相談と合わせて、早期療育が行える体制を整えていただきたいと思います。</p> <p>残念なことに、特に発達障害が疑われる場合には、市内に適切な療育機関が少ない現状があります。</p> <p>熊本、柳川、佐賀と、市外へ療育に行かなくてもいいよう、発達障害に合った療育を受けられる体制をお願いします。</p> <p>サポートノートはほとんど周知されてなく、利用できる所があまりありません。</p> <p>内容を、学校や施設、医療など、それぞれの必要な情報を分ける等の改善や見直しが必要ではないでしょうか。</p> <p>今のままでは、せっかくのサポートノートが使える場所がありません。</p> <p>障害児全員に配られているわけじゃないようですが、それはなぜでしょう。(2件)</p>	<p>乳幼児健診等の結果から、発達の遅れなどが考えられる場合は、専門医師による診察相談や専門職による指導や助言、療育機関の紹介を行っています。</p> <p>ご指摘のとおり、市内には療育機関が少なく、市外へ出向いておられる方も多いと認識しています。</p> <p>ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>サポートノートは、支援を必要とする子どもの特性や接し方について保護者が記入し、支援者に提示することで、子どもの情報を伝えたり、子どもの成長記録として、ご利用いただいています。</p> <p>ファイル形式で項目ごとにページが分かれているので、その時々で必要な部分を使用することができます。</p> <p>今後もサポートノートが効果的に活用できるように、関係機関や保護者への周知に努めていきます。</p> <p>また、サポートノートは、子どもに関する情報を支援者に伝える手段のひとつであり、全員が必要とされるものではないため、希望される方に配布しているものです。</p>



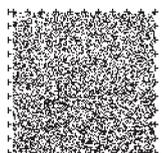
60		<p>精神障害者の中には、ASD(自閉症スペクトラム障害)の方もいるので、ASDに対する理解も深めていただきたいと思います。</p>	<p>障害に関する啓発の中で参考とさせていただきます。</p>
61	<p>基本方針3 保健・医療サービスの充実 3. 総合的な医療施策・リハビリテーションの充実</p>	<p>知的障害児・者が急な病気になり、かかりつけではない市内の医療機関にかかる際にも、診療、診断、治療がスムーズに行われ、適切な支援が受けられるよう、障害の特性や性格、健康状態、対応等を記載した「医療支援手帳」の作成をお願いします。</p> <p>それを活用することで、障害の特性や病歴について、どの病院でも理解しやすく、本人も支援者も短時間で説明が可能となります。</p> <p>また、医療機関に専門の窓口をつくり、知的障害児・者が落ちついて受診できるような取り組みをしてほしい。(14件)</p>	<p>発達障害等があり支援を必要とする子どもの保護者に記入していただく「サポートノート」や健康診査等の記録を記入する「健康手帳」などに伝えたい情報を記載し、医療機関で処方された薬の情報と服薬履歴を管理する「お薬手帳」と併用して提示されることも手立てのひとつと考えます。</p> <p>また、「知的障がい児・者医療支援プロジェクト」でも、知的障害児・者の医療受診の仕組みづくりに取り組んでいます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
63	<p>基本方針4 教育の充実、スポーツ・文化芸術活動の振興 2. 早期療育の充実</p>	<p>現在、自閉症や知的障害の支援教育は、全国でいろいろな研究が進められ、多くの支援教育の成功例がありますが、TEACCHプログラムやPECS(絵カード交換式コミュニケーションシステム)、ABA(応用行動分析)等、子供達の将来のためになる新しい勉強法を大牟田では受けられないのは残念に思います。</p> <p>平成28年施行の障害者差別解消法に基づき、個人の障害特性に応じて、それらを取り入れていくことが、障害のある児童・生徒への合理的配慮だと思えます。</p> <p>また、佐賀県では、県費で保育者のASDに対する研修を行い、保育園(幼稚園)→小学校への移行支援を適切に行っています。そのような体制づくりを望みます。(2件)</p>	<p>本市におきましては、大牟田特別支援学校で自閉症や様々な障害に応じた指導等について研究し、児童生徒の実態に応じた指導を行っています。また、特別支援教育研修会等を開催し、特別支援教育に関する専門性を高め、障害に応じたより適切な指導を図るようにしています。</p> <p>各学校では、学習指導要領の趣旨に基づき、一人ひとりの障害に応じた「個別の指導計画」と「個別の支援計画」を作成し、個に応じたきめ細やかな指導を行っています。</p> <p>保育園や幼稚園から小学校への移行支援については、福岡県が作成している「就学サポートノート」の引き継ぎシート等を利用して行われています。</p> <p>ASDは生物学的要因によりおこるもので、しつけや環境が原因ではないことや、ASDの特性を多くの方が理解できるような研修の場も必要と考えております。</p>



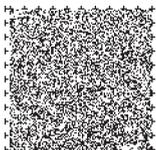
64	<p>基本方針 4 教育の充実、スポーツ・文化芸術活動の振興 3. 幼児期等における共に育つ場及び機会の拡充</p>	<p>学童保育の利用の際に、障害児の入所優先度が高いことを明記してほしい。</p> <p>人数オーバーで、3年生でも入られなかったり、6年生まで希望すれば可能なことも明記してほしいです。</p>	<p>学童保育所（クラブ）の利用希望が定員を超える場合は、学年や障害の有無等による優先的な入所選定に配慮した学童保育所等入所承認要綱に基づき、市若しくは指定管理者が入所決定を行なっています。</p> <p>障害児の入所を含め、それぞれの学童保育所（クラブ）において入所状況等が違い、個別の説明等が必要と考えますことから、本計画での明記は行わないものと考えます。</p>
	<p>基本方針 4 教育の充実、スポーツ・文化芸術活動の振興 4. 学校教育の充実</p>	<p>特別支援学校においても、学校に行けない自閉症の児童・生徒がいます。</p> <p>教職員の専門性が問われるところかと思えます。</p> <p>市立の特別支援学校があることは素晴らしいと思いますが、教職員の専門性の積み上げが難しいのも現実です。</p> <p>特別支援教育を専門として進んでいけるような異動のあり方を探ることも含め、自閉症の子も安心して通える教育課程編成をお願いします。</p>	<p>本市におきましては、大牟田特別支援学校で自閉症や様々な障害に応じた指導等について研究し、児童生徒の実態に応じた指導を行っています。</p> <p>また、特別支援教育研修会等を開催し、特別支援教育に関する専門性を高め、障害に応じたより適切な指導を図るようにしています。</p> <p>特別支援教育に関する教育課程は、学習指導要領の趣旨に基づき、各学校に於いて、児童生徒の障害の状態や特性等を十分考慮して編成しています。</p> <p>また、一人ひとりの障害に応じた「個別の指導計画」と「個別の支援計画」を作成しており、今後とも、個に応じたきめ細やかな指導を行っています。</p>
65		<p>各学校における特別支援教育の充実のために、各学校の特別支援教育担当者は、ことばの発達等、気になる子供さんがいれば、専門の先生を付けて支援を行ってほしい。</p>	<p>学校で作成する個別指導計画に基づき、県教育委員会が組織する専門家による巡回教育相談や本市通級指導教室との連携を図りながら、各学校での指導の充実を図ります。</p>
		<p>特別支援教育研修会だけでなく、「特別支援教育をしているところへの専門家巡回」を加えてほしい。</p> <p>実際の子どもを見て、教育内容の指導をするに当たってのチェックができるような人を、年に何度か巡回してください。</p>	<p>現在の県教育委員会が組織する専門家による巡回教育相談や本市通級指導教室との連携を図りながら、各学校での指導の充実を図ります。</p>



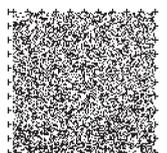
65		<p>研修会は教師だけでなく、親の参加も加えてほしい。</p> <p>教師がどう研修しても、親、家庭も同じ視点で動かなければ効果が薄いので、教師が研修したことを親まで伝える方法を考えてください。</p>	<p>特別支援教育に関する研修は、毎年実施していますが、現在も内容に応じて、保護者や学校以外の関係機関へも参加を呼びかけて実施しています。</p> <p>今後も、保護者や関係機関の皆様との連携を図ります。</p>
64 65	<p>基本方針 4 教育の充実、スポーツ・文化芸術活動の振興 4. 学校教育の充実 5. 学校等のバリアフリーの充実</p>	<p>大牟田特別支援学校高等部は自力通学が入学条件となっており、自力通学できなければ、進学をあきらめなければならない現状があります。</p> <p>生徒の障害の程度や家庭の状況等によっては、自力通学が困難な現状があることを理解いただき、全ての生徒に十分な教育の機会を提供するための環境整備として、自力通学という入学条件を見直し（廃止）して、スクールバスでの通学ができるようにしてください。（18件）</p>	<p>高等部では、卒業後の社会生活の中で自立して社会参加をしていくために生活面・学習面での幅広い体験をしていくことをねらいとして、自力通学を原則としています。</p> <p>しかし、どうしても生徒の状況や保護者の状況等で自力通学が困難な場合には、個別に、生徒の状況等を見ながら、バス運行委員会での協議も踏まえ、慎重に検討し、対応していきます。</p>
65	<p>基本方針 4 教育の充実、スポーツ・文化芸術活動の振興 4. 学校教育の充実</p> <p>基本方針 4 教育の充実、スポーツ・文化芸術活動の振興 5. 学校等のバリアフリーの充実</p>	<p>医療受診は、知的障害や自閉症のある児童生徒にはとても難しいものですが、定期的な経験を積み重ねることで、安心してできるようになります。</p> <p>知的障害や自閉症のある児童生徒が、安心して医療機関を受診できるようにするために、特別支援学校・学級の学習の場で、医療受診の模擬体験を期限を明確にして早急を実施してください。（15件）</p> <p>大牟田市の特別支援教育支援員は、特別支援学級には活用できない決まりがありますが、近隣の市では、特別支援学級にも活用されています。</p> <p>特別支援学級の児童・生徒の在籍数が多くても少なくても、マンツーマンでの指導が必要な時が多くあると思います。</p> <p>大牟田にこの決まりがあるのはなぜなのか、理由を知りたいです。（2件）</p>	<p>本市の特別支援学校等での健康診断を学習の場としてとらえ、その前段として、医療受診の模擬体験等（DVDや絵カード等を使った事前指導等）を取り組んでいます。</p> <p>今後とも、養護教諭や特別支援教育に携わる教職員を中心に、DVDや絵カードによる健康診断の事前指導の在り方等について研修を実施し、絵カード等を用いたより適切な受診模擬体験等の指導の充実を図ります。</p> <p>特別支援教育支援員の配置は、多人数で学習する通常学級に在籍する発達障害等の児童生徒を基本的に配置することになっており、就学指導委員会の判断を基に行うこととしております。</p>



66	基本方針4 教育の充実、スポーツ・文化芸術活動の振興 7. スポーツ・文化芸術活動の振興	ふれあい共室やサンアビ等を利用した身体障害者のサークル等や、地域の方々との軽スポーツ講座等が実施されていますが、知的障害のある人たちのサークル、スポーツ教室はありません。 知的障害者の専門指導員を配置したサークルやスポーツ教室を開始し、当事者の選択肢を増やし、体験する機会を増やしてください。	サン・アビリティーズおおむたで開催している軽スポーツ講座等には身体障害のある人だけではなく知的障害のある人も多く参加されています。いただいたご意見は参考とさせていただきます
67	基本方針5 雇用と就労の充実、経済的自立の支援 2. 本市の障害者雇用の推進	障害者が一般就労しても、そのことが経済的自立を促さないということがあり、それは、最低賃金の特例があるからです。 公的機関において、実際に障害者雇用をモデル事業として進めてほしいと思っています（図書館、公民館等）。	本市の障害者雇用の推進に当たっては、多様な任用形態の活用により、様々な障害のある人の雇用の確保を図ります。
71	基本方針7 コミュニケーションの支援 2. 情報・意思疎通の支援の充実	<p>発達障害者の支援のあり方について検討後、モデル事業をお願いします（話し合い、通達で終わらない取り組みを）。</p> <p>また、発達障害啓発週間において、本市独自の取り組みをお願いします（佐賀市では行われていません）。</p> <p>重点事業には、聴覚障害者のことのみ記載され、視覚障害者に対するコミュニケーションの支援は何も記載されていません。 視覚障害者に対して、どのような対策を打つかこそ重点事業ではないでしょうか。「視覚障害者に対しては、適切な対策を講じる」とか何とかの表現があってしかるべきではないでしょうか。</p> <p>聴覚障害者扱いにはなっていないくても、難聴の方(手話はできない)が困っていると聞くので、この問題について、何らかの記述が必要ではないでしょうか。</p>	<p>発達障害者の支援のあり方については、障害者自立支援協議会のプロジェクト会議において、ご提案の趣旨も踏まえながら、検討を進めていきます。</p> <p>障害種別に関わらずコミュニケーションの支援は、障害のある人の情報保障としてとても重要なことと認識しています。いただいたご意見は、情報・意思疎通の支援の充実の中で、参考とさせていただきます。</p> <p>いただいたご意見につきましては、障害者施策を進めるにあたっての参考とさせていただきます。</p>



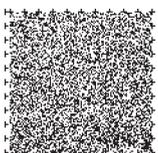
74	<p>基本方針9 行政サービス等 における配慮 1. 市役所等にお ける配慮及び障 害者理解の促進 等</p>	<p>外から見て障害がわかる人への合理的配慮は、わかりやすいと思いますが、発達障害（特にASD）の人に対しては、定型発達者の論理を押し付けてしまいかちです。 障害一般と十把束ねて考えるのではなく、個々の障害に寄り添った、適切な合理的配慮を推進してください。</p>	<p>合理的配慮は、発達障害のある人を含む全ての障害者に対するものであります。いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>
		<p>障害者差別解消法に基づく合理的配慮について、研修を実施するとともに、市内の障害者施設や就労継続支援事業所、地域活動支援センター等で実習、研修等を行い、直接、障害児・者の支援を行ってください。 実際に支援をして初めて、合理的配慮がわかるのではと思います。</p>	<p>合理的配慮については、正しい理解と様々な視点からの理解が必要と考えており、障害者団体や事業者等との意見交換を行い、市職員等の障害に対する理解の促進を図ります。</p>
	<p>基本方針9 行政サービス等 における配慮 2. 選挙における 配慮</p>	<p>27、53 ページで成年後見制度に言及している以上、平成25年6月30日施行の成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律について言及すべきである。 それを踏まえた対応についても、加筆すべきではないか。</p>	<p>平成25年7月以降に公示・告示された選挙から成年被後見人の方は、選挙権・被選挙権を有することとなりました。本市においても、直近の参議院議員通常選挙（平成25年7月）及び衆議院議員総選挙（平成26年12月）において、対象者となる有権者の方には投票入場券を郵送し、投票のご案内を行っております。 これらは、法律に基づくものであることから記載していないものです。</p>
ページ の記載 なし		<p>アンケート結果について、分析がなされていないと感じました。 結果から、どのような障害者の暮らしが見えてきたのか、市としてどうとらえたのかがわかりませんでした。 今回は、障害種別に、進んでいるところ、進んでいないところ、もう少し念入りな分析をよろしく願います。</p>	<p>分析が不十分とのご意見については真摯に受け止め、今後の計画策定に当たっての参考とさせていただきます。</p>



(3)その他の意見・要望等

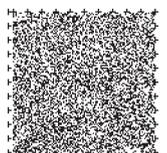
下記については、今後の参考とさせていただきます。

- ・親がいても介護できなくなった場合、親も一緒に入所できる施設ができることを要望します。
- ・重度障害者（36歳男性、知的）の母です。常に本人の見守りをしていますが、突然、夜間などに家を飛び出し、広島や山口などの遠方に行くことがあります。そこまで車で迎えに行き、帰ってくるまで疲れも不安もあり、同行してもらおう事業を作ってほしいと思います。
- ・障害児が成長して、思春期に差しかかる頃、小児科から内科への移行が行われます。しかし、ただでさえ難しい思春期に、これまで成長過程を診てきてくださったDr.が交代することは不安が大きく、なかなかうまくいかないことが多いです。この移行をスムーズにするための対策をお願いします。
- ・ふれあい共室では障害児のイベント参加ができますが、治療効果のあるトランポリン、水泳、音楽あそび、体操など、ふれあい共室とは別に、ふれあいやリハビリテーションの場を2回/月、年中開催してほしい。治療する行政の場所がないです。
- ・教育委員会で毎年実施中の就学指導委員会は、親子での待ち時間も長く、子どもの障害の特性や種類に応じて日程を考えていただくよう、お願いします。
- ・自閉症の市立小学校に通っている子どもの付き添いを家族等が行ってきましたが、仕事を休んだり、抜けなければなりません。職員を増員すれば、自閉症の子どもも一人で登校できるようになるのではないかと思います。
- ・12月の障害者週間期間中、市の職員会館内で障害者施設で作った製品の展示・販売を行いました。訪れた職員が少なかった。もっと関心を持っていただきたい。
- ・せっかく帝京大があるので、帝京大の教授、生徒に学校などへ専門家としてアドバイスを常に受けることができる体制の構築を促進してください。
- ・自立した生活とは何であろうか。サービス内容の充実、その人に必要なサービス利用量、手当等の充実を図り、安心・安全な生活を送っていける社会は、全ての弱者に対して生きやすい社会です。

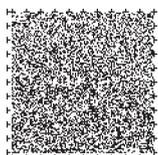


5 障害福祉サービスの内容

障害福祉サービス名	内 容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障害により、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
自立訓練	<p>(機能訓練) 身体障害者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。</p> <p>(生活訓練) 知的障害者・精神障害者を対象に、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。</p>
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	<p>一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>B型では企業やA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人などを対象とします。</p>
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
共同生活援助（グループホーム）	障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。



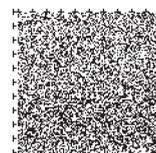
障害福祉サービス名	内 容
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援等の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間などにおける入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。
相談支援	サービスを利用する際に、サービス等利用計画案の作成、事業者等との連絡調整及びモニタリング等を行います。
児童発達支援	児童福祉施設等において、障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	授業終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設において、障害のある児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	専門職が障害児のいる保育所等の施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活に溶け込めるようになるための支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対し、日帰りで治療を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
福祉型児童入所支援	障害の特性に応じて、入所により、保護、日常生活の指導、知識・技能の付与を行います。
医療型児童入所支援	障害の特性に応じて、入所により、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識・技能の付与及び治療を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、社会参加のための外出の支援を行います。
日中一時支援事業	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある人に対し、障害福祉サービス事業所等において活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。



6 用語解説

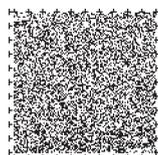
ア行

愛情ねっと	情報配信登録をした人に、大牟田、荒尾、南関地域の安心安全情報をパソコンや携帯電話にメール配信するサイトのことです。
意思疎通支援	障害者と障害のない人の意思疎通を支援するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等で規定された、意思疎通の支援を行う者の派遣や養成等を行う制度です。
一般就労	民間企業等で、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係により働くことです。
医療保護入院者	入院を必要とする精神障害者で、自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態にない者を対象として、本人の同意がなくても、精神保健指定医の診察及び保護者の同意があれば入院させることができる入院制度のことです。
ウェブアクセシビリティ	年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でもインターネット上の必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいいます。
NPO	Nonprofit Organization の略。継続的、自発的に社会活動を行う、営利を目的としない組織・団体のことです。
大牟田市災害時等要援護者支援制度 (ご近所支え合いネット)	災害が起きたときなどに自分だけでは避難したり身を守るのが難しく、誰かの手助けが必要な人(要援護者)の住所や名前、支援が必要な体の状態などをあらかじめ市に登録し、その情報を支援していただける人や地域の団体と共有することで、万が一のときに孤立しないようにするための制度です。
大牟田市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針	障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に取り組むため、障害者優先調達推進法第9条の規定に基づき、本市の調達目標等を定めたものです。



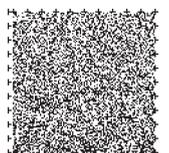
力行

共生社会	障害の有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会のことです。
グループホーム	障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う施設です。
ケアマネジメント	支援を必要としている人に対して、地域のさまざまな社会資源を活用したケアプラン（個々の状況に応じ、サービスの必要性を把握・評価して作成する支援計画）を作成し、適切なサービスを受けられるように調整する方法です。
権利擁護	生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけではなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのことです。
高次脳機能障害	一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のことです。
工賃	障害のある人を支援する施設や事業所等で福祉就労に従事する利用者に支払われるお金のことです。施設の生産活動によって得た収入は、必要経費を差し引いた残りを利用者に工賃として配分することとされています。
交通バリアフリー基本構想	施設が集積する地区において、面的・一体的なバリアフリー化を図ることをねらいとしている構想です。この構想に基づき面的なバリアフリー化を推進することによって、高齢者、障害者等の移動等の円滑化を通じて、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくことにつながります。
合理的配慮	障害者権利条約で定義された新たな概念です。障害者の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障害のない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障害者の個別・具体的なニーズに配慮するためのものです。また、変更及び調整を行う者に対して「均衡を失した又は過度の負担」を課すものではありませんが、障害者が必要とする合理的配慮を提供しないことは、差別とされます。
こころの健康相談	地域における心の健康づくり推進体制の整備の一環として、自殺を防ぐための相談体制の一つです。

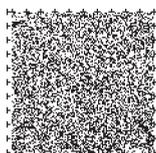


サ行

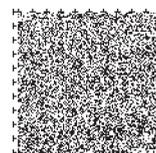
サポートノート	特別な教育的支援の必要な子どもが一貫した継続性のある支援を受けられることができるように、保護者（または本人）が主体となって作成・保管するものです。
児童福祉法	「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」（第1条第1項）、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」（第1条第2項）ことが規定され、その時々々の社会のニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置づけられている法律です。
自閉症	自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわるなどの特徴を持つ障害のことです。
就労継続支援 B 型事業所	一般企業などで働くことの難しい障害のある人が、事業所等で働きながら、知識や能力を身につけるための実習や、雇用契約を結ばずに働ける事業所のことです。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うことです。
手話通訳者	手話を用いて聴覚障害者と聴覚障害を持たない者とのコミュニケーションの仲介・伝達等をする人のことです。
障害者基本計画	障害者基本法第11条第1項に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるもので、国が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられています。
障害者基本法	障害者の自立と社会参加支援等のための施策の基本となる事項等が定められており、障害者の福祉増進を目的としています。障害者の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障害者に対して障害を理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障害者のための基本的な計画の策定が義務づけられています。



障害者虐待防止法	障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障害者を現に養護する人（擁護者）に対して支援措置を講じることを定めた法律です。
障害者権利条約	一般的義務として、障害を理由とするいかなる差別（合理的配慮の否定を含む。）もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、促進すべきことを定めるとともに、身体的自由、拷問の禁止等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置を定めている条約です。
障害者雇用促進法	雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に応じ、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講じている法律です。
障害者雇用優良事業所	障害者の雇用割合が高く、かつ、障害者の雇用に関して積極的に職業安定機関を利用し、障害者の雇用が安定している事業所のことです。
障害者差別解消法	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律です。
障害者週間	従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして毎年12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」としています。「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」こと、「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」ことを宣言するとともに、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことを明らかにしています。
障害者就業・生活支援センター	就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連携調整等を積極的に行いながら、就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関です。
障害者総合支援法	地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講じることを定めた法律です。



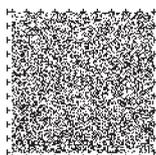
障害者自立支援協議会	障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関です。関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。
障害者優先調達推進法	障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律です。
障害福祉サービス	個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われるサービスのことです。介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。
小規模多機能型居宅介護事業	要介護者の居宅、サービスの拠点への通い、短期間の宿泊によりサービスを提供する事業です。拠点では、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者が持つ能力に応じ、居宅で自立した日常生活を営むことができますようにします。
自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のことです。
身体障害者手帳	「身体障害者福祉法」に規定する一定程度以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害の程度（1級～6級）を認定し、同法に定める更生援護を受けることのできる人であることを称する手帳で、県知事が交付するものです。
精神障害者保健福祉手帳	1995年（平成7年）に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に基づき、精神障害者が都道府県知事又は指定都市の市長に申請し、精神障害の状態（1級～3級）にあると認められたときに交付される手帳のことです。
精神保健福祉法	精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とした法律です。障害者総合支援法とともに、精神障害者の社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うこと、精神疾患の発生の予防や、国民の精神的健康の保持及び増進に努めることを定めています。



成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。
早期療育	障害を早期に発見、療育を行うことにより、障害の軽減、社会適応能力の向上等を期待することができます。早期発見のためには、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及びその後の精密検査を行う等受診の機会の確保に努めています。
相談支援事業所	障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように相談支援事業を実施している事業所です。

夕行

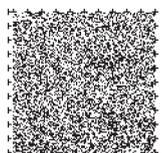
デイサービス	在宅障害者（児）に対し、通所により、創作活動・機能訓練・入浴・給食サービスを提供することにより、障害者（児）の自立と社会参加を促進するサービスです。
「第2次ウエルネスおおむた21（大牟田市健康増進計画）」	健康増進法第8条に基づく市町村健康増進計画として「健康で心ふれあうまち大牟田」の実現を目指し、子どもから高齢者までの全ての市民が、その生涯を通じて生き生きと充実した生活を営むことができるように定めた計画です。
地域移行支援	入所施設に入所している障害者、又は精神科病院に入院している精神障害者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行うサービスです。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法上の施設です。地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟な運営、事業の実施が可能となっています。
地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障害者等に対して、当該障害者等との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与するサービスです。
特別支援学級	障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人一人の障害の種類・程度等に応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている小学校・中学校の学級のことです。（平成18年度まで特殊学級）



特別支援学校	障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人一人の障害の種類・程度等に応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている学校のことです。(平成18年度までは盲学校・聾学校・養護学校)
特別支援教育	従来の特殊教育(盲・聾・養護学校、障害児学級等)の対象だけでなく、学習障害、高機能自閉症等を含めて、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うことです。
特別支援教育支援員	食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、LD(学習障害)の児童生徒に対する学習支援、ADHD(注意欠陥多動性障害)の児童生徒に対する安全確保などの学習活動上のサポートを行う人のことです。

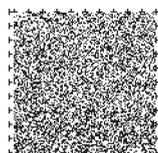
ナ行

難病	法律上、医学上の定義はありませんが、行政として取り上げる疾病の範囲としては、原因不明、治療法未確立、後遺症を残す恐れのない疾病のことです。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を必要とするため、家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病です。
日常生活動作(ADL)	「食事」「排泄」「入浴」「衣服の着脱」「家の中の移動」といった日常の生活動作のことです。
日常生活用具	障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具のことです。
認定こども園	幼稚園、保育所等のうち就学前の子どもに育児教育・保育を提供する機能を備えた施設です。地域における子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けることができます。
ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方です。



ハ行

発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。
発達障害者支援センター	自閉症等の特有な発達障害を有する自閉症児（者）等に対する支援を総合的に行う地域の拠点です。自閉症等に関する各般の問題について、本人及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、地域の総合的な支援体制の整備を推進します。
パブリックコメント	施策に関する基本的な計画、条例案の策定や改正、廃止に当たり、これらの素案の趣旨や内容等を公表して、広く住民から意見を求め、出された意見を考慮して計画等の決定を行うとともに、出された意見の概要やそれに対する市の考え方等を公表する一連の手続きのことです。
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは住宅建築用語です。段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。
福岡県福祉のまちづくり条例	高齢者や障害者等が他の人々と同じように生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方を基に、社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを取り除いていこうという「バリアフリー」の考え方を基本理念に、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児をつれた人等をはじめすべての県民が日常生活、社会活動をしていく上でのバリアとなるものを取り除き、社会、文化、経済等あらゆる分野の活動に自らの意思で参加できる、いきいきとした地域社会を築くことを目的とした条例です。
福祉的就労	企業等に就職することが困難な障害のある人が、障害のある人を支援する施設や事業所等において生産活動を行うことです。
福祉ホーム	障害者が、家庭環境や住宅事情等により、住居を求めている場合に、就労に必要な日常生活の安定を確保し、その社会参加の促進を図る施設です。



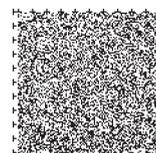
ふれあい共室	子どもたちが学校という場を離れ、世代をこえた人々や背景の異なる人々とのふれあいを通して、障害のある人に対する理解と認識を深め、豊かな人間性や社会性を育むことを目的に実施している大牟田市交流教育地域推進事業の一つです。
防災行政無線	災害が発生した場合、災害の規模、災害現場の位置や状況を把握し、いち早く正確な災害情報を地域住民などに伝達する必要があるため、国及び地方公共団体が非常災害時における災害情報の収集・伝達手段の確保を目的として構築したシステムです。
法定雇用率	身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものです（平成30年3月までは、精神障害者の雇用義務はありませんが、雇用した場合は雇用率の算定に含まれます）。
ホームヘルパー	障害者（児）等の家庭を訪問して、入浴・食事等の介護や調理・洗濯等の家事を行う人のことです。
ボランティア	社会福祉を含む広い分野で民間の奉仕活動に、自発的に携わる人々のことをいいます。

マ行

まなびのカタログ	学習活動のきっかけづくりや気軽に学習活動に取り組めるように、講座やイベントの情報を公開しているカタログです。
----------	--

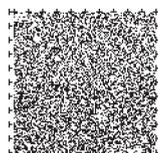
ヤ行

ユニバーサルデザイン	バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、文化・国籍・言語にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方です。
要約筆記者	手話取得の困難な中途失聴者や、難聴者等の依頼を受けて文字によるコミュニケーション手段としての要約筆記を行う人のことです。



ラ行

ライフステージ	人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階です。
リハビリテーション	心身に障害のある人の人間的復権を理念として、その人のもつ能力を最大限に発揮して自立を促すために行われる専門的技術です。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがあります。
療育手帳	知的障害のある人や子どもが一貫した指導・相談を受けられるようにつくられたもので、児童相談所及び障害者更生相談所において知的障害と判断された人に、県知事から交付される手帳のことです。



大牟田市障害者計画（平成 27 年度～31 年度）

発行：大牟田市保健福祉部 福祉課

〒836-8666
大牟田市有明町 2 丁目 3 番地

電 話 0944-41-2663
F A X 0944-41-2664
Eメール fukushi01@city.omuta.lg.jp

発行日：平成 27 年 3 月

